

第八十四回 参議院農林水産委員会會議録第十三号

昭和五十三年五月九日(火曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

四月二十七日

吉田忠三郎君

補欠選任

丸谷 金保君

四月二十八日

辭任

補欠選任

丸谷 金保君

國田 清充君

降矢 敬雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

鈴木 省吾君

青井 政美君

大島 友治君

山内 一郎君

川村 清一君

相沢 武彦君

片山 正英君

北 修二君

久次米健太郎君

小林 国司君

坂元 親男君

田代由紀男君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

村沢 牧君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

三治 重信君

國務大臣

農林 大臣

中川 一郎君

政府委員

農林 政務次官

初村滝一郎君

農林 大臣官房長

松本 作衛君

農林 大臣官房技

川田 則雄君

術審議官

農林省農林經濟

今村 宣夫君

局長

農林省構造改善

大場 敏彦君

局長

事務局側

常任委員会専門

竹中 讓君

説明員

農林 大臣官房審

小島 和義君

議官

本日の會議に付した案件

○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送

付)

○農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木省吾君) たいだいまから農林水産委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十七日、吉田忠三郎君が委員を辭任

され、その補欠として丸谷金保君が選任されまし

た。

また、翌二十八日、國田清充君が委員を辭任

され、その補欠として降矢敬雄君が選任されま

した。

○委員長(鈴木省吾君) 農業者年金基金法の一部

を改正する法律案及び昭和四十四年度以後にお

ける農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改

定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上

両案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案の趣旨説明を聴取いたしま

した。

○委員長(鈴木省吾君) 農業者年金基金法の一部

を改正する法律案及び昭和四十四年度以後にお

ける農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改

定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上

両案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案の趣旨説明を聴取いたしま

す。中川農林大臣。

○國務大臣(中川 一郎君) 農業者年金基金法の一

部を改正する法律案につきまして、その提案理由

及び内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、御承知のように、農業者の

経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行

うことによつて、農業経営の近代化及び農地保有

の合理化に寄与するとともに、農業者の老後の生

活の安定と福祉の向上に資することを目的として

昭和四十六年一月に発足したものであります。

本制度につきましては、昭和四十九年度及び昭

和五十一年度におきまして、その改善充実が図ら

れるとともに、昭和五十二年におきましては、

年金額を物価の変動に応じて改定するいわゆる物

価スライド制の実施時期の繰り上げ措置が講ぜら

れたところであります。

しかしながら、その後における社会経済情勢の

変化、国民年金等の関連諸制度における制度改善

の状況等にかんがみ、本制度におきましても、改

善充実のための措置を講ずることが必要となつて

おりますので、今回、改正を行うこととしたした

次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、昭和五十三年度における物価スライド

制の実施時期の繰り上げであります。昭和五十

四年一月から昭和五十三年七月に繰り上げて実施

することといたしております。

第二は、保険料の特例納付措置であります。保

険料の納付期限が過ぎて時効が完成したため、所

定の期間に見合う保険料を納めることができず、

年金を受給できなくなっている者等を救済するた

め、これらの者について、昭和五十三年七月一日

から昭和五十四年十二月三十一日までの間に限

り、保険料を納めていない過去の被保険者期間に

ついて一月につき三千六百円の保険料を納付する

ことができるようにいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容でありま

す。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団

体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法

律等の一部を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団

体職員の福利厚生の上を圖り、農林漁業団体の

円滑な運営に資するための制度として実施され、

その給付内容も逐年改善を見てまいりました。

今回の改正は、その給付に関しまして、恩給制

度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制

度の改善に準じて、既裁定年金の額の引き上げ、

最低保障額の引き上げ等により給付水準の引き上

げを行おうとするものであります。

今回の主要な改正点は、次の四点でございます。

改正の第一点は、既裁定年金の額の引き上げで

あります。これは、退職年金等の年金額の算定の

基礎となつた平均標準給付を、昭和五十三年四月

分以後、昨年度の国家公務員の給与の上昇率を基

準として引き上げることにより年金額の引き上げ

を行おうとするものであります。

改正の第二点は、退職年金等についてのいわゆ

る

る絶対最低保障額の引き上げであります。これは、恩給制度の改善に準じ退職年金等の絶対最低保障額を昭和五十三年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等に係る遺族年金については、その絶対最低保障額を同年六月分からさらに引き上げようとするものであります。

改正の第三点は、遺族年金についての寡婦加算の額の引き上げであります。これは、六十歳以上の寡婦または子がいる寡婦の遺族年金に加算されるいわゆる寡婦加算の額を昭和五十三年六月分から引き上げようとするものであります。

改正の第四点は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。

以上であります。

なお、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきまして、便宜政府側から説明申し上げます。

修正の内容は、本案の施行期日である昭和五十三年四月一日がすでに経過していることにかんがみ、これを公布の日に変更するとともに、本年四月一日から適用することとしている年金額の改定等について、これを本年四月一日に遡及して適用しようとするものであります。

以上が衆議院における修正の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木省吾君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(鈴木省吾君) 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○坂倉藤吾君 先日、委員会に引き続いて質問を申し上げるわけであります。

園芸施設共済の対象から除外をされることにな

っております。簡易なトンネル、それからフレーム等の施設面積あるいはその施設内作物の収穫量が占める全体に対する割合の問題につきまして、前回最後に御質問を申し上げたわけであります。それによりまして、面積で全体が五万四千九百ヘクタールのうち五八%に相当いたします三万一千九百ヘクタール、それから収穫量では全体が二百十九万五千トン、このうち四八%に当たりす百六万二千トン、こういう御答弁をいただきました。これは、大変比率からいきまして大きなウエイトを占めておるわけであります。今後こういう簡易なトンネルあるいはフレームの占めるいわゆる流れと申しますか、傾向について、数字的な動向を含めまして、想定をされるその変化について、おわかりがあればひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(今村宣夫君) 今後の動向につきましては、私たちが必ずしもつまびらかにいたしておらないわけでございますが、全体として遠期的に見ますれば、従来のような比率の動向をたどっていくのではないかと考えますが、この点につきましては、生産部局であります農産園芸局とも今後十分相談しながら検討してまいりたいと思っております。次第でございます。

○坂倉藤吾君 今日この提案をされております制度から申し上げて、稲転の関係等もありまして、相当数簡易な形での栽培方法というのは増加をしていく傾向というのが想定をされるのではないのか。そうなってまいりますと、むしろ畑作との関係もありまして、これらの占める形からいって、当然そこに目を向けた一つの制度の充実というものが考えられていくべきであらうというふう

に思うのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) トンネル栽培の簡易な施設を共済対象から除外することにしたのは、いわゆるトンネルは短期間の消耗資材を主体とするものでございまして、園芸施設共済において対象といたします特定園芸施設に比較をい

たしまして、その資材の価格はきわめて安くして資産的価値に乏しいというところから、資産共済の対象であります施設園芸共済の対象とするこ

とはいかがであらうか。それからまた、トンネルによりまして農作物栽培期間は作物の生育の初期だけでございます。特定の園芸施設におきまして栽培のうちに、播種期から収穫期まで通して施設内で栽培するものと違ひまして、トンネルによりまして農作物の栽培は、むしろ露地栽培の一種ではないかというふうな考えられるわけでございます。

したがって、トンネルによりまして野菜栽培の共済制度につきましては、露地野菜の共済制度の問題として今後検討していくことが必要であり、また適当ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 結局、今回の園芸施設共済の制度そのものが、言うならばいま御説明がありましたような、資産保険に類するものと、いわゆる収穫保険に類するものと、その二つのものが施設内の農作物を含むことによつて、本来性格の異なるものが合同で今度共済制度の中に包含をされるということになります。そうなりますと、これは将来の展望の問題から言つて、当然分離されて整理をし、いま御説明がありましたような畑作物共済なり、あるいは果樹共済なり、それぞれの性格を同じにするものに整理をされて初めて初めて私

完成をしていくんだらうというふうに考えるわけ

ですが、その辺の整理の見通しの上に立つて、こ

れからの資料等については、あるいは研究等につ

いては中心が向けられていくんだらうかどうだろ

うか、この辺を心配をするんですが、その辺はい

かがですか。

○政府委員(今村宣夫君) 園芸施設共済におきま

をいたしてまいったわけでございますが、その強い要望にこたえますために、ある程度の割り切り方をしながらこれを対象としてまいったわけでござい

ます。したがって、御指摘のように将来の方向といたしましては、畑作共済が充実されそれが拡大されるに従ひまして、施設内の農作物も畑作共済の対象としてこれを取り上げていくという方向をたどる必要があるし、またそれが適当ではないかというふうに考えておる次第でございます。

したがって、御趣旨のように、将来の方向としてはそういう方向をたどると思ひますが、こ

ういうことも含めまして、今後さらに畑作物の共

済の内容の充実の過程におきまして、十分その問

題を検討し処理してまいりたいというふうに考え

ておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 おおむね、私が考えて御質問申し上げた趣旨に沿つて今後進められるというふうな理解をするわけであります。当面の形をながめてみましたときに、この法律自体がすべてのものについて平等だという、こういうたてまえからい

きますと、今回の制度自体がそういう意味合い

で、一面では大変そこに不平等な要素というの

が、園芸施設共済と畑作物が完成をしてないとい

う立場の中で発生をするという、こういう状況に

なると思ひます。したがって、その時期につい

て、なるべくやはり早期にその体制を整えていく

ための最善の努力というのが私は望まれるとい

ふうに思ひます。したがって、ただいまの局長

長答弁、さらにこれをひとつ大臣の方からも、明

確にその方の方向づけを明らかにしていただく意

味で御答弁を願ひたい。

○国務大臣(中川一郎君) 御指摘の趣旨に沿つて、今後政令指定等を通じて趣旨に沿いたいと存じます。発足時期早々でございますから万全ではありませんが、時期を経てよりよいものにしていきたいと、こう思ひます。

○坂倉藤吾君 次に、第二百二十条の二十三の二号に言つております園芸施設の異常事故の問題であ

ります。異常事故の適用範囲について具体的にその線引きの計画があれば、ひとつその辺について説明をいただきたいというふうに思います。特に、参考資料の十六ページに「超異常大災害」という注釈つきで図示されておられるわけですが、「超異常大災害」という言葉遣いと、この条文に言ういわゆる「園芸施設異常事故」、これとのかかわりというのはいわゆる内容的に相違をされるのか、その辺はかがですか。

○政府委員(今村宣夫君) お話の「園芸施設異常事故」というのと「超異常大災害」というのは、同じこととさせていただきます。

そこで、御質問の第二点の、園芸施設共済のそれじゃ「異常事故」とはどのようなものかと、こういうことでございますが、園芸施設共済におきまして異常事故方式は、考え方をいたしましては、広範囲に非常な被害をもたらす超異常の大災害を「異常事故」として特定をいたしまして、それによる被害については共済団体等の責任を全額国が再保険をいたしまして、事業の安定的な運営を確保しようとするものでございまして、したがって、「異常事故」は、これが一度発生をいたしたときは連合会の区域では危険分散機能の働く余地がないと、そのために共済団体等に回復しがたい事業の不足金が生じまして、その事業が継続不能の状態に入ると、そういう災害であらうかと思えます。したがって、省令で一定基準以上の地震、暴風雨等による災害をこれを定めるつもりでございます。

で、これらの「異常事故」の具体的基準につきましましては、農業共済団体の事業運営の安全性を確保することを旨といたしまして、また、全額再保険方式のもとで、適正、円滑な損害評価が実施できますようなそういう発生頻度、あるいは発生した場合に予想される災害の状況、それから共済団体の事業収支に及ぼす影響、それから損害方法等を十分検討して決定する考えでございます。

○坂倉藤吾君 そうすると、今日現在では、大体どういふものなのかという枠組みが決まられてな

いという事ですか。

○政府委員(今村宣夫君) 具体的基準につきましては、ただいま申し上げました諸要素を十分勘案して決定をいたしたいと思いますが、地震については申し上げますならば、相当程度大きな地震であり、また暴風雨などにつきましては、これにつきましても相当程度いま申し上げました要素に該当するような、そういう暴風雨等を考えておるつもりでございます。

○坂倉藤吾君 相当程度というのは大変くせ者でありまして、さっぱりわかつたようではからぬわけですね。気持ちの上では一致をしましても、具体的適用になるとその辺がどうもむずかしくなる。しかし、この条文で言っていますように、明らかにこれは省令で定めるわけでありまして、明らかにこれは具体的な基準が数字によって私には出てくるだろうと思うんですね。それが、いま説明のありましたように、数字は数字であるけれども、その被害の実態に合せてその辺の情状酌量の余地がある形になるのかどうか。そこが大変微妙な形であると思うのです。しかも、ある程度運用上の問題としての仮に幅ができたにしても、一定の基準となる数値が明らかにされまして、やっぱそれにこれに合わせるを得ない。それで、これからのそういう「異常事故」等について想定をしたときに、具体的に適用になるのかならないのか。たとえば関東大震災のような形ということになれば、何年先かわからぬ。せつかく規定としてはいいものをつくりましても、そのことが現実的な形として当てはまらないようなものになったんでは、これはやはり何にもならないわけですね。したがって、法案提案の私は趣旨からいいますと、いまここで言えないのかどうかという問題はあつて、いまだに、一応大体どくぐらいいのなんだろうかと、これは想定をされれば提案をされているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) この省令につきましましては、今後、私が申し上げましたような要素に基づ

きまして、どういう基準を設けるかにつきまして、関係団体の意見も十分徴しまして決めたいと思っておりますが、現段階において、たとえば例示的に言ってみようということでございます。ならば、地震につきましては、たとえば関東大震災のような地震であるとか、あるいは福井におきま

○坂倉藤吾君 そうしますと、大体いま挙げられました特殊な例からいいますと、地震なんかは一体具体的に当てはまるケースとしては、いま例として挙げられましたケースからいいますと、これはほとんどないということになる。それから台風、暴風雨等の問題等につきましても、これは五年に一回か六年に一回かというふうな話になってくるんじゃないか、こういうふうな気がするんですが、そうなりますと、せつかく決めた趣旨自体が生きてこないのじゃないかという気がするわけですね。ただ、いま説明がありました中で、関係諸団体の意見を十分に聞くというわけですね。聞く場合に、ただ省の考え方はこうなんですと、余りそれに対して意見をとり入れるという話になりませんので、相談するということとは十分に意見をとり入れるというところなのかどうか。これはだめを押さうようでおしわけないんですが、きちっと確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) この法設定の趣旨は、先ほど申し上げましたように、こういう災害が発生をいたしたときには連合会の区域では危険分散ができない。しかも、そういうことで共済金を支払っていくということになりますと、連合会の事業運営ができなくなるおそれがあるという状況を想定をいたしておるわけでございます。それから、そういうふうな異常事故をたらえますと、そうしよつちゅう起こるような「異常事故」

ではないことは御理解をいただけたと思ひますが、その基準を設定いたします場合には農業団体と十分協議するだけではなくて、その意見も十分聞いて私たちは処理をいたしたいと思ひております。

○坂倉藤吾君 違った観点から、少し私意見も含めて申し上げておきたいと思ひますが、結局「異常事故」に関して国が一〇〇%分担をするという思想的な発想の根拠ですね。国が一〇〇%やっていると、しかもその適用についてはいわゆる地域的に広範囲に及んで、しかもそれが危険分散がしたがって連合会等ではない、こういう状況になりますから、当然それを国が一〇〇%見ていくというのはいわゆる保険的な要素を中心にした物の考え方よりも、むしろその意味ではいわゆる最低の保証制度的な物の考え方というのが発想の根源になっているというふうな気がするわけです。そうなりますと、最低保証というもののについての物の考え方から申し上げて、これは私はもう少し前進的にとらえていくべきではないだろうか、こう基本的に考えるわけですが、そういう意味では内容的に被害の実態に十分対応できるものにならなければならぬ、こう思ひます。

で、例示として挙げられております地震あるいは暴風雨、この二つがいままで出てきた課題でございます。異常事故」というのは、たとえばそのほかには地域的な伝染被害、こうしたものの中にはやっぱり出てくるんじゃないのか。これはむしろ家畜共済等ではいまだであったことでありまして、やはり農作物あるいは園芸施設、そういったものについて、中の問題を考えたい。施設を作物を中心にして考えていけば、たとえば、施設を違ひますから、対象物として施設の問題を考えていけば、外圧的な形の中で地域的に、全体的にこれの問題が発生をする。その辺の整理の問題等を含めて、もう少しこれについての考え方等を詳しく、成案に至るまでの経過等あればお聞かせ

をいただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(今村宣夫君) この場合におきます適用基準といいますが、どういう考え方でこの規定を置いたかと申しますと、通常の場合でございますと、連合会の段階で私は大体危険分散ができると思うわけでございます。もちろん、連合会の一部地域に非常に激甚な被害が発生をしたということになりますと、農家の方そのものにつきましても被害はこれは非常に激しいわけでございますが、その激しい被害をカバーするのは連合会全体の地域としてはこれをカバーし得るものであらうと思います。連合会段階でカバーし得ないものとは何かと言いますと、それは非常に広範囲にわたる災害でありまして、しかもそれが非常に激甚であるという、そういう災害をとらえることになると思うわけでございます。

したがいまして、そういう災害というのはそれ
めつたに起こるものではないわけございまし
て、常に起こりますような災害は、これは連合会
段階においてここまでにおいてカバーする。もち
ろん、国もその共済金支払いの責任を持つことは
当然でございますが、全部国が持つということでは
ないのではないかと、いうふうに考えられるわけ
でございます。したがいまして、やはり考え方で
しましては、連合会段階においてカバーできない
ようなそういう広範囲な激甚な事故の発生であ
り、それが連合会の責任に帰しますと事業の運営
が困難になるおそれがあるという、そういう災害
をとらえてこの規定を適用するというふうに考
えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 私は、制度的に見ますと、大変これは前進した分野だというふうに評価をしております、基本的には。前進をしておるといふふうな評価をするんですが、具体的にそれが適用されなければこれは何にもならないわけですね。そこが問題点だと思います。いま答弁を聞いておりますと、余りそこについて今日確たるものがあるかどうか、余りそのような論議がされてきたというふうな感じがしますが、それは今日までの試験実施の段階で

のデータ等も、この種に關してはほとんどないというふうに考えられるわけでございます。そうした問題から、この確定をしていくまでの、確定を要するということは政令で具体的に定める段階でありますから、ぜひこの制度が具体的にやはり農家の人々、あるいはそれぞれの団体になるほどと言つてその分について納得のできる一つの基準を明確にしてもらうように、ぜひひとつこれからも相談を密にまとめ上げていただきたいということを要望をしておきたいと思ひます。

大臣、どうでしょうかね、これは。このいま申し上げております「異常事故」の、いわゆる省令で決めるに当たつての、態度表明としては関係団体と相談をするということが表明をされておりますから、それはそれでいいんですが、やはり今日までの統計上からながめてみましても、どの線をとるかというのは大変微妙な形に結果的にはなるだろうと思います。それが絵にかいたもちにならないように、具体的にそのことが当てはまるように、大蔵省との関係等もあるでしょうけれども、ぜひ農家の立場に立ちながらこの問題が制定をされるようにぜひお願いしたいと思うのです。が、その辺ひとつ。

○国務大臣(中川一郎君) 大事な御指摘でございますし、これは農家のためにつくる保険でございますから、十分農業団体とも話し合つて、先ほど御意見ありましたが、こちらが決めて押しつけるという姿勢ではなく、やはり団体の意向、農家の皆さんの考え方も十分聞いて、しかるべき省令といたしますが、内容を盛り込みたいと、こう思っています。

○坂倉藤吾君 次に、施設内の農作物の關係について少しお尋ねをしたいのですが、この施設内の農作物の生産費ですね、この算出のいわゆる根拠といひますか、これは何に置かれるんでしょうか。これは大麥抽象的な質間になりますけれども、具体的には一つの基準が出てまいりますので、明確にしておきたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 園芸施設共済の施設内

の農作物の生産費の調査につきましては、昭和五十年から全国主要十二県に委託をいたしまして、二十二の作物につきまして調査をいたしておるところでございます。二十二作物の内容は省略をいたしますが、大体主要な農作物を盛り込みまして調査をしてきたわけでございます。

○坂倉麿吾君 調査はいいんですが、具体的にじやその調査をされた形の中で、評価の仕方としてこれを具体的に当てはめていくことになりますわね。その辺は何が根拠になるんだろうか。いわゆる委託試験の結果から見た生産費のこれも算出の根拠がある、だから生産に要する費用というものは一体どういうふうに計算をされたのか、これはから生産費の積算経過というのは一体どうなるのか、これが生産費ですよというこの基準の問題について、明らかにしてもいいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 先ほど申し上げましたような県及び作物につきまして、試験実施期間調査を委託してきたわけでございます。それを取りまとめまして、実は私たちは特定園芸施設ごとの平均的な再建築価額と、それから当該地域内に栽培されている農作物の平均的な生産費とを比較して、

を出しまして、その間に相関関係がどういうふうにあるかということに着目をいたしまして、その両者の関係から共済金額、共済価額をどういうふうに設定するかというふうに考えていったわけでございます。したがって、先ほど申し上げました作物につきましてはの生産費の調査結果を踏まえて、施設の再建築価額との関連というものを、施設内農作物の共済額をどういうふうに設定したらいいかというふうに考えたわけでございます。

そこで、たとえば一例を申し上げますと、特定園芸施設の種類、たとえばパイプであるといったしますと、その十アール当たりの再建築価額はたとえば幾らであるかと。四十五万円であるといふにいたしますと、施設内農作物の第二次生産費、先ほど申し上げましたようなものは全体をつかまえて再生産費というものを幾らかと、こ

うしてみますと、その施設内農作物の第二次生産費はたとえ、三十六万円であると、こういうふうに押さえますと、施設内農作物の価額算定率というものは八〇％である、そういうふうに考えていったわけでございます。

○坂倉藤吾君　質問をする方もしにくいし、答える方も答えにくいところだろうと思うんですがね、具体的に一つのこれはといって当てはめない限りは。大変むずかしいところではあると思うんですが、結果的には百二十条の二十二の三項に規定していますですね。いまありましたようないゆる共済価額を主務大臣が準則で定めていこうと、こうしているわけですから、それともかわって一つ一つのポイントになる部分がきちっと農業者なりあるいは評価員なりにわかるようになっていかないと、私はやっぱり問題点が多過ぎるのじゃないんだろうか。この辺はある程度整理ができないんだらうかどうか。いわゆるざっくりばらんに言えば、方程式的に評価の仕方あるいは生産費のとり方、こうしたものが出てこないんだらうかと、こういうふうに思うんですが、その辺の検討はされておるんでしょうか。

○政府委員（今村宣夫君） お話のように、たとえいまの二十二作物につきましては生産費は幾らかということ、これは何も結果として出ましたものをお知らせしないということの必要はないのでございまして、連合会なり県なり、そういう関係方面にはこういうことのそれぞれの作物についての生産費はこうであり、したがって、その結果を踏まえて施設との比率はこういうふうに決めていくということは、これは実施の段階において私たちは明らかにしていく必要があると思っております。

ただ、いままでの試験実施の過程におきましては現金支出分だけを見ておったものでございますから、必ずしもマッチしたようなことではございません。そこで、いま申し上げましたパイプにつきましては八〇%というのは、一つの試算でございます。したがって、今後本格実施に際しまして

しては、五十二年の結果も入れまして、いろいろ再計算をしてみたいと思います。その計算過程につきましては、こういうわけ合ひでこういうふうになっておるのだというところは関係者には明らかにして、そして、なるほどそういう組み立てになっているのだなということ、これはよく納得を得るようにしたいと思っております。

○坂倉藤吾君 前回も申し上げましたけれども、省令として出す予測の内容がどうも今回全然明らかにならないうことですね。こうした関係の中で法案を十分に私ども腹へ入れて、これはこうなるんだという感覚がなかなか出てこないですね。肝心のポイントになりますと、全部これからの課題になっておる。いま答弁されていきますように、これからの関係団体等とも相談をして大体その辺が納得のいくようにと、こういう立場に、逃げになっているわけですね。そこに、大變審議のしにくい問題点がある。審議がしにくいけれども、その辺を明らかにしていきまさんと、私はこれの審議をしていった保証にならないと思うんですがね。私はそういう意味合いでは、これは大変残念だと思ふんです。ここまでは詰めて切っているけれどもこれからこまが問題点として残っているから、その残っている問題については関係団体と十分に打ち合わせをしましょうという態度になつてくれれば、私はまだすっきりすると思ふんですがね。その辺が、急所急所がどうもまだ固め切つてない。もちろんこの範囲が広いわけですし、適用のこれからの課題についても幾つかの問題があることは百も承知をしておる。承知をしていますが、ある程度頭に描いて、なるほどこうなんだというふうな形になるように、ぜひこれはこれからのこともありますし、御留意をいただきたいんですけれども。

それからもう一つは、これも前回申し上げましたけれども、それらの相談によつて共通すべきものが大体それぞれの連合会あるいはそれぞれの組合と同じようにされていくというんですけれども、

も、この種の関係のものは、一つの線引きがありましても具体的適用になつてまいりますとそれぞれやばり違つた形というのが出てきて、そこに、あそこはうまいことしたけれどもおれのところは少し損をしたとか、こういう形になりかねないわけですね。ここが取扱者の人たちにも苦労をかける問題点にもなつてこようというふうに思ひますので、不均衡を生じないような形であるべく整理のできるものはやっぱり整理をしていく。そのためには、なるべく具体的に細かく適用のできるような一つの内容で指導をしていくなり、省令で定めるなりということが当然必要になつてくるだろうと思ふ。私はそういう意味合いで、いまの生産費の算出の根拠の問題もありますし、それから共済価額について主務大臣が定めるいわゆる準則の問題もあるだろうし、できればそれらを少し明確にしたいなということ御質問を申し上げておるわけですが、どうもこれもすっきりしませう。

そこで、聞き方を変えてもう一度確認をしておきたいんですが、たとえばいま言います主務大臣が定める準則の問題については、一つは金額算出の方程式的なものとして出されることになるのか、あるいは施設構造のそれぞれのポイントについて標準評価金額とも申しますか、いままでの試験実施の際にも採用されておりましたか、これはこういうふうな金額を見るのだというような例示型になるのか、その辺の対応はいかがなものでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 共済価額につきましては大臣の定める準則の内容はどういうふうなものかというお尋ねでございますが、共済施設の共済価額は、法律の百二十条の二十二第三項によつて、主務大臣が定める準則に従ひ、当該施設に共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時ににおける価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、組合等が定める金額とする。と、こういうことに相なつておるわけでご

ざいます。そこで、準則でございますが、園芸施設共済の共済価額につきましては特定園芸施設等、これはあわせて付帯施設や農作物が共済目的にされます場合はそれも含むわけでございますが、そういう特定園芸施設等とに、たとえばガラス室であれば一棟ごとに定めると、こういうこととでございます。それは特定園芸施設、付帯施設、施設内農作物の価額の合計額とする考え方でございまして、したがって、一棟ごとに中身も一緒にやっております場合には、その中身もあわせて一本で共済価額を決めると、こういうふうにご考えております。

そこで、特定園芸施設と付帯施設の価額でございますが、それは当該施設の責任期間の開始のときにおきます再建築価額あるいは再取得価額でございます。付帯施設につきましては、再取得価額でございます。外側につきましては再建築価額でございますが、この価額は、その施設を引き受ける時点におきまして新たに建築または設置するとした場合に算定される価額でございます。そういう価額にその施設にかかります時価現有率を乗じて得た価額に相当する価額ということ、その時点においてつくるとすれば幾らかかるか、そして期間がどれだけ経過しておるかということ、したがって、古くなったものは、時価現有率を掛けますからそれだけ下がっていくということに相なります。その価額の決定は、特定園芸施設の再建築価額については引受対象となつた施設の骨格材でありますとか、被覆材等の建築の状況を基として、その施設を建築するに要する価額を把握したいと思ひます。その施設の建築メーカーが明らかにありますような場合には、さらにメーカーの価額が把握できればそのメーカーの価額をとるというふうにご考えておるわけでございます。

なおまた、農林省としましては、毎年特定園芸施設等の価額の調査を行ひまして、価額設定の際の参考としまして、標準の建築価額を定めることを予定をいたしております。これはあくまでも参

考でございます。農林省が調べましたその価額を押しつけるということではございません。また、付帯施設等の再取得価額につきましては、売買価額あるいは設置価額を基礎として定めることにいたしたいと思ひます。

次は、時価現有率でございますが、特定園芸施設の施設区分あるいはまた付帯施設ごとに施設の耐用年数に応じて算定されました経過年数別の減価償却率を勘案いたしまして、特定施設の区分ごとに経過年数別に施設価額の残存割合に相当する率として、実態を十分踏まえて定めたいと思ひております。

施設内の農作物につきましては、栽培されております特定園芸施設の再建築価額に施設内農作物価額算定率というものを掛けまして、先ほど申し上げましたようなことで算定率を乗じて得た価額に相当する価額を決めたいと、かように考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 大体わかりました。特に、金額的に評価をする場合に、大量仕入れとそれから個々のやはり農家が選択をして決めていく場合、往々にして現実的に引いた価額の評価の相違が出てくる場合がありますので、ぜひその辺は配慮をしながら、この金額に対する一つの額の問題についてはぜひ勘案をしながら決めていただくように、特段の要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから、園芸施設共済、この制度をいままで試験実施をしてまいつたわけですが、この試験実施をしてきたそれぞれの結果から来る農業者当事者あるいは関係団体の制度に対するところの意見、要望、こうしたものはこの制度の中に相当取り入れられたというふうには思ふのですが、今日まで、たとえばそういう取り入れ方の経過というものを、ひとつ御説明をいただいております。

○政府委員(今村宣夫君) 畑作物共済及び園芸施設共済につきまして、農業災害補償法とは別の臨時措置法によりまして試験実施を行つてまいりましたのは、私たちとしましては、農業災害補償制

ゆる農家まで入っていくというのはほかにないです。だから、その制度のいい面をどう拡大をしていくのか、その効果をどう上げていくのか、この辺はさらに検討をいただく中で、いま申し上げましたような要望等の形も、いま局長からも説明がありましたけれども、関連的にきちんとやっばり私は生かしていくべきだというふうに思うわけです。特に農作物共済等につきましても、具体的に足切り問題あるいは補方式の問題、両面あるわけでありまして、これらもぜひこれからの課題として取り組んでもらいたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、施設内の農作物の中で、たとえば果肉类、しかも高級の物ですね。たとえばメロンなどでありまして、こうした栽培農家では、具体的に当たってまいりますと、私どもの方も問題が多いわけですが、いわゆる盗難の関係がある。その盗難の問題はお聞きになっているかどうか、あるいはこの盗難というものについて、共済制度とは私はびびりしないとは思いますが、具体的にこの一番いい時期に、あすはようどいふなと思つていてときに前夜にやられてしまうというふうな形で被害というものは、これは大変な痛手なんです。こういう実態が出てくるわけですが、これらについてのお考え方はないでしょうか。もちろん、盗難予防措置といいますが、それらの課題とかかわりもありませんが、もしお考え方があればひとつ聞かしてもらいたいと思っております。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘の施設内農作物の盗難被害でございますが、私たちは県を通じ、あるいは共済団体を通じて、あるいは研究会の現地調査等も通じていろいろ意見を農家から聴取いたしました過程で、農家の方からも、あるいはまたその関係団体の方からも実は御要望がなかった事故でございますが、私たちとしては、共済事故は農法による補てんの対象となる損害範囲を決定する要素になりますので、従来から自然災害あるいはこれに準ずる災害であるということでございますが、できる限り広範に共済事故とするよ

うな方向で努力をしてきたところでございます。そういう観点から、施設園芸共済につきましても、本格実施に当たりましては、御存じのようにな、共済事故に航空機の墜落でありますとか、接触でありますとか、航空機からの物体の落下でございますとか、車両あるいはその搭載物の追突でありますとか、接触でありますとかいう事故をずっと追加をいたしまして、共済金額の対象となる施設内農作物の損害を特定園芸施設につきまして生じた事故に伴わないものにも拡大をする等の措置を図ってまいったわけでありまして、ただ盗難につきまして申し上げますと、管理方法によってある程度防止できるということがございまして、不可抗力という問題をどう考えるかという問題がございまして。

たとえば、民間の盗難事故でございますと、普通能力のある十五歳以上の者を建物内に留守させた場合、生じた損害は原則として免責するといふような規定がございまして、こういう規定を施設内農作物について置きますと、これは全然実質的な意味がなくなりますから、そういうことを考えますと、不可抗力という問題の観点からいかでかあるうか。

それからもう一つは、これはちょっと別な観点でございますが、盗難によります被害と出荷によるものととの区別をどういうふうにするかと、こういう問題がございまして、そうなりますと、適正な損害評価がむずかしくなるといふようなことがございまして、共済事故に含めないことについていたしたわけでございます。

○坂倉藤吾君 含めないのは、まさに条文にないんですから含まないとはいふんですが、現案問題としてはこの盗難に備える対策というのは大変なことなんです。しかも、この園芸施設そのものが、たとえば人家のそばにあるという形にありません。相当遠隔地に持つておる。で、共同的にその張り番といふんです、留守番をやっている。こういう状況の中でおかつ具体的には盗難が発生する、こういう事態で来ているわけ

でございます。これは農家の人もこれがこの共済制度の対象になるのかならないのかという点については、農家の人自身が何といふんですか、問題意識としてそこまで進んで持つてない、こういう状況なんですか。

ですから、いま局長から説明があったように、関係団体あるいはその他からも意見、要望という形になってあらわれなかった分野だといふふうに思う。しかし、回っていきまして、現実それで大変真つ青になっているという状況のところ、特にこれからの季節になると出てくるわけでございます。これは一つの対策上の問題としては、ぜひ検討課題といふんです。これはこの制度の中に入れるか入れないかは別として、この辺についてやはり検討していく問題点ではあるのじゃないんだらうかというふうに思うわけでございます。あえていまそれをこうあるべきだといふ私も確たるものがある。で、強くは申し上げませんが、問題点として受けとめをいただいて、関係者とも相談しながら私も整理をしてみたいといふふうに思いますが、ぜひ省の方でも御検討をいただいております。

次に、家畜共済の関係について入っていきたく思います。馬あるいは肉豚についてこれは掛金の国庫負担割合が逐次こう改善をされてきたわけでありまして、これは一定の評価をするところなんです。まだ相当びびりを引いておるような形になっているわけですが、今後さらに改善方についてお考え方があれば、ひとつお伺いをしておきたいと思っております。

○政府委員(今村宣夫君) 御存じのように、家畜につきましても国庫負担割合は、牛と馬と豚ではそれぞれ負担割合が違っております。牛につきましてもは五割でございますが、馬につきましてもは五割でございます。一般の馬につきましてもは五分の二である、それから御存じのように種豚につきましてもは五分の二であり、肉豚については三分の一であるといふような関係にございまして。前回の制度改正におきまして、実は種豚に

つきましては三分の一から五分の二にし、肉豚につきましては新たに三分の一というものを導入いたしましたわけでございますが、一般の馬は五分の二を据え置いてきたという経緯もございまして。ただし、馬につきましても、前回の法律改正におきまして国会審議の経緯を踏まえまして、馬の飼養農家の掛金負担の軽減を図ります見地から、五十三年度においてはとりあえず掛金国庫負担対象共済金額の限度額を特に馬については大幅に引き上げまして、この四月から八割に引き上げてこれを実施してところでございまして。

したがって、馬につきましても、今後その重要性を十分考慮検討いたしまして、できるところから改善を加えていきたいと考えておりますが、国庫負担の問題につきましては、先般改正をして実施をされたばかりでございますので、今後関係方面と十分連絡をとって、引き続き真剣に検討してまいりたいというふうに思っております。

○坂倉藤吾君 次に、肥育過程に入つたものは、その現行の制度の中でこの対象になっておるわけですが、ちょうど昭和四十一年あたりまで存在をしておりましたたとえば流産あるいは死産、奇形等に対する制度、いわゆるこの生産共済ですが、これについてはいまだどういふふうにお考えになつておるのでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘のように、農業災害補償法の施行の後、牛馬の胎児あるいは生後六カ月未満の子牛、それから当歳の馬を対象とする生産共済を実施しておつたのでございまして、年々加入は減少をしております。また非常にそれが局地的になりまして政策的意味も乏しくなつたといふことで、昭和四十一年度をもって廃止をいたしましたわけでございます。その後の状況を見てみましても、それをさらに対象として取り上げる必要性は少ないのではないかとはいふふうに考えられておるわけでございますが、しかし昭和四十七年以降多発いたしました牛の異常なお産を契機といたしまして牛の流産・死産、それから子牛の

事故を家畜共済の対象とするような要望がございましたので、昭和五十一年度からその保険需要として危険率算定の基礎資料を得る目的で調査を行っております。

一方 農業共済団体にのみきましても、牛の生産事故共済制度の仕組みについて検討いたしておりますので、その調査結果に団体の方の事故制度の仕組み等も勘案いたしまして、この制度化につきましては慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○坂倉藤吾君 調査中といいますが、検討を行っていただいておることは非常に結構だと思ふんですけども、問題は、前の制度の中でいわゆる国庫負担は全然この中に入っていなかったんでしょ、う、いかがですか。

○政府委員（今村宣夫君） 国庫負担はございませ
んでした。

○坂倉藤吾君 亡くなってしまふ状況は、全国で私は千五百頭ぐらいになつたというお話を聞いてゐるわけであつて、したがつて、制度的に維持の要しないような状況になつて結果的にこれは打ち回つたと、こういういきさつになつていますから、そのことはよく理解もできるわけです。しかし今日のことなどは特に肉牛等の問題について国の政策の問題としながら、畜産振興をさらに食肉のいわゆる自給率向上、こういう問題からとらえていきますと、やはりこの制度についても少し本的に装いを新たにしながら、再出発をさしてくつという観点が必要なんではないだろうかといふに思ふわけです。検討中ということでありすから、それとも考慮されておるとは思いますが、私はそういう観点からもぜひもう少し具体的なものにしていただいていただきたいなと、こう思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員（今村直夫君） 私たちそういう観点から検討をいたしておるわけでございますが、保需要でありますとか、あるいは先生の御指摘のうに今後におきます肉用牛振興というふうな観も含めまして、十分検討をいたしたいと思つて

ります。

○坂倉藤吾君　ぜひお願いをしたいんですが、ただ今日までの検討の仕方その他からいきますと、たとえ需要がどれだけあるかという問題ですね。制度はできたけれども利用はさっぱりだという話じゃ、これはお話になりません。ところが、そういう形で相關關係を考えていきますと、ある程度制度的にはこういうふうな構想がありますよと、そういう構想に対して一体どうなのかというのが、一つはその後の運営にかかわって大きな一つの集約の問題点に私はなるだろうと思う。だから、どうしたらいいんだろうかという観点あるいは実態がどうだろうかという観点、それだけの問題では、私は一たんあったものがつぶれていったいきさつからいきまして、なかなかないだろうというふうに思います。

ですから、先ほども言いましたように、新たな装いということはその辺でありまして、具体的にこれを制度化をするとするならば、畜産農家が魅力のある内容というものが、やっぱり根本にならなきゃならぬというふうに思う。そういう意味で構想を一つ出しながら、関係者とも相談をして、そして制度が十分に活用のできるような、そういう前向きの姿勢をぜひとも私はお願いをしておきたいと思うんです。ただ、検討してみたいけれどもこれとはやはり無理なんだという形にならないように、ぜひともその辺は少し道筋をあげてもらいたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

○政府委員(今村宣夫君) 当時は、家畜共済につ
きましては死産だけに国庫負担がございまして、
病傷にもなかつたというふうな状態でございま
した。したがいまして、今回これを取り上げるこ
とにしますならば、当然国庫負担問題が出てきま
す。そういう状況の変化がございますから、御批
摘のように、ただ前のような制度を復活するの
というふうなことではいけないと思いますが、
この構想を示しながら保険需要がどれだけある
ということを調査をすべきであるというお話は、

非常にこもつともだと思えますから、私の方としてまでもその点検討いたしまして、保険需要調査というのをいたしたいと思いますが、保険需要としてどれだけのものが出てくるか、あるいはそれ設計に取り上げられるかどうかという点についてはなかなかむずかしい問題があると思います。御指摘のような観点を含めまして需要調査をしてみたいというふうに考えております。

○坂倉蕭吾君 結局、四十八年、四十九年にあり
ましたように、ビールス感染によつてずつとそう
いう傾向が大變率的にも高く出てくるというよう
なおそれは、今日その問題についてはワクチンで
制止をした、こういう状況にはなつております
が、生体であるだけに、いつそいうような新し
いまた一つのビールスによつて感染をしたり、い
ろんな予測し得ない一つの傾向というものが生ま
れる可能性を持っているわけでございますから、い
ま局長御答弁がありましたものを、時期的にみ
ぜひとも早めて御検討いただくようにお願いをし
ておきたいと思ひます。

次に、家畜診療施設の関係ですが、今回法的に明文文化をして位置づけが明らかになると、こういうことになっているわけなんでして、いたゞきさうした資料によりますと、現在全国の診療施設は百六十一カ所、ここに一千七百人の獣医師さん並びに配置をされておる。そのほかに嘱託獣医師さんるは指定獣医師、こうした形の獣医師さんが二千二百二人、こういう数字が明らかになっておるわけですが、今後の施設数あるいは獣医師数、こうしたものにについてはどういふふうに想定をされてゐるのでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 家畜診療施設の設定は御指摘のように五十二年度で六百六十一で、診療施設の獣医師数が千七百人でございますが、これは現在ある数以上にそうふやす必要もないのではないかと、こういうふうに思っております。獣医師さんの数につきましては、これを開業獣医師の他指定獣医師、それから嘱託獣医師等の活用を図ることによって処理ができるので、それほど

医師数を増加させなければいけないというふうには思っておりません。

○坂倉藤吾君 いま開業獣医師の協力もいたかくと、こういうお話のようでありますから、それは大いに結構であります。従来診療施設と町の開業医師とのかわりというのは一体どうなっているのでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 両者の關係につきま
ては、地域的に一部いろいろあるかもしれませんが、
が、大体全体としてとらえてみますと、私たちが
うまくいっておるのじやないかというふうに思つ
ておるわけでございます。といひますのは、御承
知のように、家畜共済事故におきます指定獣医師
の指定でございますが、これは大体開業獣医師さ
んの九七％は指定をいたしております。それか
ら、団体等の嘱託獣医師は五百九十九人嘱託を
いたしておるわけでございます。それからまた、家
畜診療所の設置でありますとか、あるいは指定
獣医師さんになっていただくというふうな場合に
おきますしては、いずれも指定獣医師さんにな
りたいただきます場合には、必ず連合会長を代
理人として獣医師と契約を結ぶということで、い
ままでその契約を断つたような事例はござい
ません。

それからまた、施設をつくります場合におきましても、これは総会または市町村営の場合は警察会の承認を得て設置をいたすわけでございますが、「都道府県は、診療所の設置、移転、廃止等當たつては、必要に応じて農業共済保険審査会意見を聞いて」適切な指導をするようにという文達に基づきまして、そのように行われておるとえております。もし問題がございますならば、これは中央あるいは県の段階等におきまして、十ヶ獣医師会の方と相談をして処理をするようにと指導いたしておりますので、私は全体としては両者の関係は円滑にいつておると思つております。

○坂倉藤吾君　まあ円滑だと思つておられるんですから問題がないと、こういうことなんですしが、実は私の手元に、これは私の地元の方であ

ます中部地区連合獣医師会、それから岐阜県の獣医師会、ここから診療施設の明確な位置づけに伴って、実はトランプ的な形で御指摘がありま

○坂倉藤吾君 協力の得られるように積極的にひとつ努力をされるのは結構でして、ぜひそうやってもらいたいと思うのです。これからの国の畜産振興という大きな政策を進めていくためにも、そうした協力関係を結んでいくということが大変重要なことであろうというふうに考えますので、ぜひそうしてもらいたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 中部地区におきます御意見は、私たちは十分承知をいたしております。私たちは家畜診療施設の法制化におきましては、日本獣医師会との関係を十分配慮をいたしまして、獣医師会とよく協議をするようにということ

が、具体的に中部地区連合獣医師会から問題が提起をされておるということになれば、基本的に矛盾するかしないかということは別といたしまして、日本獣医師会とは協力をいただけたらという約束になってから一部で問題があってもそれはいいんじゃないかという考え方に立たないで、むしろそこに一つの中部地区の意思表明があるとすれば、その当事者としてやはりきちっと話をしていくという姿勢を私は堅持をしてもらわれないことにはならないのじゃないだろうかというふうに考えるのですけれどもね。これは承知をされておればおるだけに、私はぜひその努力をしてもらいたい。これはちよつと約束をしていただけませんか。

○政府委員(今村宣夫君) 家畜診療所の設置根拠を法律上明らかにすることにつきまして、一部開業獣医師さんの間に異論がございますのは、どうも一つの不安感をお持ちではないかと思うのです。それはまあその考え、不安感と申しますか異論と申しますか、それを考えてみまするに、設置根拠を明らかにすることを契機にして、農業共済団体等が家畜診療施設の増設を図りまして開業獣医師を圧迫するのではないか。それからもう一つは、農業共済団体等の家畜診療施設の獣医師に対して人件費国庫負担の道が開かれることにな

は、これは獣医師会の方にも、それから関係方面にも説明をいたしておりますが、農業共済団体等の家畜診療施設の設置根拠を明らかにするにすぎないのでございまして、その家畜診療施設の設置を、この規定を根拠にして促進しようとするものではないかと。それから、人件費に對して国庫補助をするのではないかと。ところが、そのようなことを全然考えておりません。それから、員外利用の規定でございまして、これはその地域に他の診療施設がない場合でございまして、あるいは急患が発生した場合におきまして、農業共済団体等の家畜診療施設に余力がございまして、節度を持って、非加入家畜についてもこれを利用されることによりまして、農家の便宜を図ろうとするものでございまして、こういう考え方にございましては今後とも機会あるごとに説明をいたしまして、一部獣医師さんの方々の誤解を解くようにいたしたいと考えております。

獣医師会との関係はそのようなことでございしますが、開業獣医師さんの一部に反対であるという御意見があることは承知をいたしておりますが、私たちとしましては、今後の法制化に伴いまして、農業共済団体等の家畜診療施設が、他の診療施設との間に無用の混乱を招かないように指導をすることはもとよりでございますが、日本獣医師会とも農業共済協会が十分協議連絡をとりまして、開業獣医師さんの積極的な協力が得られるように、十分心がけて指導してまいりたいと思っておりますのでございします。

それから同時に、家畜共済につきましては、獣医師さんの技術に依存する面が非常に多いございしますから、事業実施上個人の開業獣医師さん、あるいは団体獣医師を通じて、獣医師が重要な役割りを果たしてきておるわけでございしますから、今後ともこれら開業獣医師さんからさらに広く理解と協力が得られますように、中央、地方の獣医師会と積極的に接触を図ってまいると同時に、農業共済団体等に対しまして、開業獣医師と連携を保ちつつ、家畜診療施設の適正な運営を図るようきめ細かく指導をいたしまして、無用の摩擦を生ずることのないように十分心がけたいと思っておりますのでございします。

○坂倉藤吾君 大体問題点は局長の説明の中にあったところでありまして、そのほかの問題は、たとえば診療点数の関係だとか、いわゆる獣医師制度そのものに対する抜本的な問題点があると思う

は、これにつきまして農林省の考え方としまして、これは獣医師会の方にも、それから関係方面にも説明をいたしておりますが、農業共済団体等の家畜診療施設の設置根拠を明らかにするにすぎないのでございまして、その家畜診療施設の設置を、この規定を根拠にして促進しようとするものではないかと。それから、人件費に對して国庫補助をするのではないかと。ところが、そのようなことを全然考えておりません。それから、員外利用の規定でございまして、これはその地域に他の診療施設がない場合でございまして、あるいは急患が発生した場合におきまして、農業共済団体等の家畜診療施設に余力がございまして、節度を持って、非加入家畜についてもこれを利用されることによりまして、農家の便宜を図ろうとするものでございまして、こういう考え方にございましては今後とも機会あるごとに説明をいたしまして、一部獣医師さんの方々の誤解を解くようにいたしたいと考えております。

○坂倉藤吾君 大体問題点は局長の説明の中にあったところでありまして、そのほかの問題は、たとえば診療点数の関係だとか、いわゆる獣医師制度そのものに対する抜本的な問題点があると思う

んだすよね。これは、これからの家畜診療施設そのものについてもやはりかかわってくる問題でありますから、これらも十分に関係のところと整理をしていってもらわなければならぬだろうというふうに思います。

ただ、いま一例だけ申し上げておきますと、たとえば局長が、これからの診療施設は余り増加をさせる必要もないしたまえなんでしょうと、こういう見通しを言われましたですね。ところが、現実にながめてみたときに、じゃふえないであろうというのにはこれは想定ですけれども、ふやそうと思えばふやしていきける道筋がどんと開かれていくわけですね。歯どめがないわけですね。その辺の問題点が、具体的に立場の中で幾つか問題として提起をされることになるだろうし、特に衆議院の農水委員会の中でも、具体的に町の開業医との摩擦を避けるようにという附帯決議まで付されている状況になるわけですから、ぜひいま局長から種々御説明をいただいておりますように、摩擦を避けるんじやなくて、明らかにこれは協力を求め、その協力の中でやはり農家の生産に寄与していけるという道筋を確立をしていっていただきたい。そのためには、たとえ一地域であるうと、具体的にそこ問題があればそこに飛んでいって十分に話をし合うという姿勢をひとつ堅持をしていっていただくように、特にお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、果樹共済の関係についてお尋ねをいたしますが、果樹共済に關しましては、今日残念ながら制度自体が果樹農家の期待に沿ってない、こういうしるしを免れません。これは一つの果樹に対する政策的なかわりとも重なっておるといふうちに私は考えるわけでありますけれども、このいわゆる共済制度上の基本的な問題点、これをやはり整理をしていって、こうした関係の是正を図っていかねければならぬのではないものでしょうかというふうに思うわけですが、現在のこの制度の中で実績が上がっていない、いわゆるこの制度が思うように活用されていない、こういう問題点

というのは省としてどういうふうに把握をされておりますのか、まずその辺からお伺いをしてみたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 果樹共済は、御指摘のように、本格試験実施以後、加入の伸び率としては伸びておるわけですが、加入の絶対的な比率といたしましては、収穫共済で二・四%、果樹共済で八・二%という、非常に低位にとどまっております。そういう共済について、問題点というところを、実施面とひとつ考えてみますと、一般的に加入率が低いというのはなぜだろかということですが、いろいろ果樹によって産地間または農家間に栽培形態や栽培技術にかなりの格差があるということが、恐らくこれは果樹については一番地域別に、農家別に格差が大きいのではないかと、いろいろに思われます。同時にまた、果樹共済は収穫共済、樹体共済と二つに分かれておまして、収穫共済は掛けておくけれども、樹体共済はそうなかなかやられることはないからやめておこうというふうなことが、なっております。これは、加入率について、はそういう問題がございます。

それからもう一つは、事業実施体制の問題でございます。現在、果樹共済は九つの果樹を対象としておりますために、個々の農家の基準収穫量の設定等の引受事務でございますとか、損害評価事務に相当の労力、熟練、専門的技術を要するといふことがございます。それが事業実施体制の整備強化の必要性、一言で言えばそういうことに考えられるのではないかと思います。

それからもう一つは、例年果樹が異常災害に見舞われましたために、組合及び連合会におきまして相当な赤字を生じております。これは再保険収入に見ましても、五十二年産を除きまして百五億円という国の赤字に相なっております。したがって、連合会、組合とも弱ったなという感じが、この問題を考えておいて、したがって、積極的にさらに赤字をふやす事業を推進するという元氣もまた出てこないという、そういうところにひとつ

また第三の問題があるのではないかと、いうふうに考えます。

それから、制度的にどういうふうな問題があるのかにつきまして、これは私たちもいろいろと検討をいたしておりますが、ここをこう直せばうまくいくのだというその決め手をまだ発見するに至っておりません。制度的にも、いろいろの問題は私はあろうかと思ひます。したがって、果樹共済につきましてはそういう実態上の問題、それから制度上の問題両方を含めまして、本件問題につきましては、十分今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 結局、果樹農家に言わせると、やっぱり制度そのものが実態にそぐわない形になっているという指摘が非常に強いわけですね。これが私に基本的な問題点としてあるのじゃないか。これを裏から言いますと、やはりいまの制度ではこれはお話にならぬから、いわゆる抜本的に見直したかどうかということに相なるかと思うのですが、その辺はどうですか。抜本的に見直しというふうな構想に立てますか、どうでしょうか。これはちよつと大臣からひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 確かに、果樹共済の加入率が低いというのはなぜかという問題を問題にいたしますと、これは共済の魅力がないという御指摘のようなお話が返ってくるわけでございます。それは確かにそうかもしれませんが、同時に、やはりちよつとブレイクダウンをしていきますと、先ほど申し上げましたように、地域によつて、農家によつて非常に技術格差があるという問題がございます。あるいは果樹によりまして農家の考え方が違うということがございます。たとえばリンゴなどにつきましてはわりあい農家が積極的な反応を示しておるわけでございますが、瀬戸内あるいはその方面のミカン農家になりますと、これは余り——ところが、ミカン農家でも、和歌山県などになりますと果も一生懸命やっております、こういうふうなことに相なりまして、

どうも地域により、農家により反応の仕方が違つておるわけでございます。

これはなぜかというところをもう少し分析検討をしていかなければいけないわけでございます。そして、私は、問題がやはり実態面の問題と、それからそれをもちろんな制度は反映するわけでございますから、それを受けた制度の組み立て方というのをどういうふうにするかということ、これは今後十分検討してまいりたいと思つております。その結果として、これを抜本的に改善すべきものなのか、あるいはまたこのこととこの改正を行えばある程度これは円滑に進んでいくというふうに考えられるのか、そこら辺につきましても十分今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 現実的な姿でもう一度やってみなきゃならぬというふうに考えられるのは、やはり人の問題だと思ひます。これは局長が言われましたように、いわゆる専門的技術といふことが、大変これから必要とされることは、これは果樹共済だけじゃなくて全般に言えることなんです。しかし、いづれにしても、それを担当し専門的に十分相談に乗り、しかもそれをやり遂げていくような事業推進の力量のある人員配置というものについてきわめてこれは弱いという、これが現実の姿としてありますから、これを強化をしていく展望があれば大いに結構です。それと同時に、いま言われましたような基本的な問題点がどうなのかというところを、早くやはり掌握をしようというところはこれは大いに結構なんです、これは両立するでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘のように、制度を運営するのは人でございますから、そこに優秀な人材を確保してその制度的な運用を図るといふことにつきましては、まさに御指摘のとおりであると思つております。一つは、最近におきまして家畜共済の拡充あるいは果樹共済の本格実施あるいはこへもつてきまして畑作、施設園芸の本格実施と、こういうふうな事業の整備拡充が

行われてまいっております。しかも、果樹と畑作とそれから家畜というふうな、それぞれ専門分野が異なるということもございまして、農業共済の職員専門的知識の養成あるいは専門的な人材の優遇、それからまたさらには、損害評価員でありまして損害評価委員の方々の処遇という問題は、総合的、総合的に取り上げて対処をしてまいらなければいけないと思ひます。

そういう観点から、私たちとしまして、その共済職員の処遇の改善につきましては、これは毎年一号俸のアップを相当これは一生懸命にやってきましたつもりでございます。現に今年度予算におきまして、ほかのたとえば農業委員会の職員等一号俸アップを行つておりませんにもかかわらず、共済職員につきましては一号俸アップを実現をしておるというふうなことを行つております。さらにまた、そういう待遇改善面の国庫補助等につきましては、これは一段と努力をしていく必要がありまして、あるいは損害評価員、損害評価委員等の手当につきましても、金額は少のうございまして、ここの一兩年、昨年は四〇%、これは五〇%というふうな拡充をしてきたと、こういうこと、経緯もございまして、さらにまた、今後専門的知識の養成、研修その他につきましても、これは十分心がけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、全体的な農業共済団体等に対します事務費国庫負担につきましては逐年増額を図つておるところでございます。今後ともそういう点については特段の努力をいたしたい。そういうことによりまして、やはり制度を運営していきまます方々の御努力にこたえたいというのが私たちの考えでございます。

○坂倉藤吾君 果樹共済の対策から大分進んで、人の問題の内容の方に入つてしまつたわけですが、時間の関係もありまして先を急いでいくことにして、私も調子を合わせていきたいと思ひますが、時間があれば、私は農作物共済、先ほど少し出しましたように、補償内容の充実という

観点からいわれる足切り問題あるいは補方式、これらの問題、あるいはまた損害防止給付の關係で、これらについて少し説明を求めておきたいなというふうに考えておたんですが、またの機会にしてもいいと思ふんです。さらにまた、蚕糸共済ですね、これは最近の傾向から見ていきますと、この制度も少し矛盾が大きく出てきておるようでありまして、これらについてもお聞きをしたいというふうに思つておりましたが、先に人の問題が出てまいりましたから、人の問題についていきたいと思います。

ただ今度、いま局長が言われましたように、烟作物さらには施設園芸、部門としては、言うてしまえばこの二つの部門ですが、これの本格実施ということになりまして、相当範囲が拡大をされる、しかも地域的にもこれは大変なことになってくる。しかも、将来の展望から踏まえて、絶対に失敗をすることなしに前進をさしていかなければならぬ、こういう状況にあるわけでありまして、その観点からいくと、大変膨大な事務量というのが想定をされます。言うならば、事業推進の体制の基礎というものについて、明確にこれが整理をされなければならぬわけですね。確かに予算の關係から見れば、金を出してそれに必要な人を雇えばいいじゃないかと、こういう構え方にはなっているわけでありまして、この内容についてどうなんですか、本当にやれる体制というものは各県、市町村、関係団体協力をしてやり切つていける、こういう確信をお持ちなんですか、どうでしょうか。まず、その辺からお聞きをしたいと思ふます。

○政府委員(今村宣夫君) 予算上のものもその対策は、先ほど申し上げましたように、従来もその努力を重ねてきたところでございますが、今後とも私たちとしては、十分これに留意して努力をさらに積み重ねたいと考えております。

第二には、やはり現在おられます職員の資質の向上をどのように図っていくかということが、非常に重要なことであると思ふます。このために

は、私たちといたしまして全国の農業共済協会に委託をいたしまして、中堅幹部の職員の養成講習会あるいは業種別の中央の講習会あるいは地区別の職員の講習会、それから家畜診療の中堅技術者の講習会、それから家畜診療技術者の地区別の講習会、それから専門防除技術者の養成講習会、それから事務機械化要員の養成講習会とか、あるいは広域組合につきましては参事の講習会等々の講習会を実施をいたしておるところでございます。

また一方、日本獣医師会に委託をいたしまして、農業共済団体の指定獣医師等に対しまして、もろもろの事項につきましての講習会におきまして実施を通じての技術の勉強、それから共済診療の経済効果を上げるための講習会というものをいたしておるわけでございます。なおまた、都道府県におきまして、その担当職員につきましても、あるいは農業共済団体の役員につきましても所要の講習会を行つておられておまして、この経費についても補助金を交付をいたしておるところでございます。

以上のほか、各都道府県の連合会におきましても、それぞれの実態に応じまして諸般の講習会を取り進めておるところでございます。そういうことを通じまして、現在おります農業団体職員の資質の向上を図つてまいりたいと思つております。

それから、共済組合の定員問題でございますが、これはなかなか御存じのような定員削減の状況のものでございますから、これをふやすということとはきわめて困難な状況にございます。したがいまして、やはり全体、県の職員の方々あるいは獣医師の方々あるいはまた農業共済団体及び連合会の職員の方々の知識あるいは資質の向上を図ることによつて、この問題に対処をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○坂倉藤吾君 大臣、私はこの事業推進は、局長

も答弁していただきますように、まさに主役は人だと思ふんです。その人の問題が、いま局長が言いましたように定員削減で、ところが、仕事はこれからまだ未知数にふくれ上がってくる課題になっている。この点は、私は大変な、それこそ大きな矛盾じゃないだろうか。不必要なものを削減をしていく、仕事がないから当然減らしていくというの、これはまあ当然な話なんです。ところが、これから強化をしていかなきゃならぬ、しかも具体的に今度は法律的に制度がでさうが、つそれらを肯定する立場に立つとするならば、私は大変な問題じゃないだろうか。しかも、現場の共済担当の人々は、いわゆる非常に難解な損害評価をどういうふうにするとかいう具体的な作業までこれが専門的になってくるわけですね。

そうしますと、その評価の仕方によつて、人がやっぱ評価をすることに、幾らきちんとしたそのばんのめどはあったにしても、最終的な評価というものはあの人やうな、こういうことになってくるわけですね。しかも、隣と自分を比較をして、常に損か得かという勘定が現実の姿として生々しく出てくるわけですね。そうなるまいりますと、これを担当する人にとつてみると、私はその人がいかに平常から人間的に信頼をされておるか、この人の言うことならまあ間違いないじゃないかというところまで、きちっとした人格形成を含めてこの世話役をしてもらう人々の立場というものが求められてくると思うのです。そうでない、私はせつかくの制度が死んでしまふことになるだろうと思ふ。そうしますと、私はこれはもうそう簡単に割り切つて、数字の問題だとか何とかそういう形には私はならない、形式的な問題にならない、相当熱意を持ってその対策に当たつていかなきゃならぬというふうに私は思ふのです。

いま局長が幾つか言われました研修の制度、それは大いに結構ですね。同時に、その人がその生きがいを感ずるやっぱ誠心誠意打ち込んでいけるような体制というものが、やはりこれを処遇していかなくやならぬと思ふのです。幾つかの要素がかたまつて、私はそこの一つの柱になっていた人々が地方の中にでき上がってくることに相なると思ふのです。しかも、法律をなめていきますと、大変法律は難解であります。いま現にどういふ問題が発生しているかということになりますと、この道に突つ込んでいった人、たとえば県や町村へ行きますと、この道に突つ込んでいった人は突つ込んで、中途半端であつたに立たぬということになるとするやうかわる。ところが、この人はということになりますと、今度はかわらうにも、その人が抜けてしまつたらまるっきり事務にはかんと穴があいてしまふというかつこうになつて、本来その人の処遇をするのにもつといい地位につけていかなきゃならぬという場合にも、引つこ抜けないような現実の体制が生まれる。ことし担当しているある人が、自分たちの同僚がすでに上がつてきている、この人の処遇を考えなきゃならぬ、そのためにはどこかのポストに移つてもらわなきゃならぬ。みんなそれについて賛成なんだ、賛成なんです、その人を持てつてしまつて、その共済の仕事が全然だめになつちゃう。だから、がまんして再度残つてもらいたいというやうなかつこうになつて、じやそれに見合うやうなたとえば処遇の仕方というのが出てくるのかという、ただ単にがまんをさせられるというかつこうにしかならない。こういう現実が今日続いているわけですね。これでは、誠心誠意打ち込んでいけるというやうな体制にはならぬと思ふのです。

しかも、いま町村あるいは県あたりの共済担当ということになりまして、これは私どものところが悪いのかどうか知りません。まだ全国各地を回つておりませんから知りませんが、結果的にはそういう役所の立場からいきますと、一つの即戦的な状況に置かれておることも事実です。しかも、そこに定員削減その他の攻撃が出てくるということになったら一体どうなるんだらうと、果

たしてこの制度が完璧にやり通せるという形になるかどうかという点について、基本的に私は憂慮を感ずるを得ないのです。

先ほど、たとえば損害評価員の手当の問題について、局長は四〇%、五〇%上げてきたと言いますけれども、上げてきた結果が一体幾らか、年に千九百円じゃないですか、手当が現行、四〇%上げました、五〇%上げましたと言われれば、月千九百円でも私は問題だと思ふのに、年間千九百円では手当なんですか。今日、そんなものが手当なんて言える名前なんですか。私は、そこに大きな問題点があるんじゃないかというふうに思ひますよ。この辺の基本的な姿勢の問題について、これは大蔵省との気がねの問題もあるんではないかと、私は中川農林大臣から、毅然たる態度でこの辺について明確にこういふふうにして取り組んでいくんだという決意については、ぜひ伺つておかなければ安心ができませんと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(今村宣夫君) 私からちよつと先に状況の御説明を申し上げますが、先ほど農業共済団体の事務費の増額につきましては、鋭意努力をしまして今後とも努力を申し上げましたが、これを職員に負担するにしまして申し上げますと、国庫負担は事務費につきまして、たとえば職員の手給等の部分につきましては積算の予算上の根拠は、員数掛ける単価でございます。そして総額を出して、これはあたりまえのことですが、ですから総額を毎年毎年ふやしていくということが実際に内容の充実に相なるわけでございます。といひますのは、総額をふやしてやりますれば、員数掛ける単価ですからその中の処理はどうでもなると、どうでもなると言うとき非常に困難がありまが、適切な処理ができると、こういうことでございませう。

したがいまして、重点は、要するに国庫負担事務費というのをどういふふうにするかといふかといふ、そういう問題に帰着すると思ひますが、この増加状況をたとえば申しますと、給与改善分

を含みます農業共済団体の事務費負担金につきまして申し上げますと、五十年におきましては、組合、連合会を含めて増加額につきましては、五十年におきまして十八億八千万ですか、約十九億ふえたわけでございませう。昨年にございましては、対前年で二十三億八千万でございませう、約二十四億増加をいたしました。今年度予算におきましては、三十三億増加をいたしております。三十三億二千九百万の対前年増となつておるわけでございませう。したがいまして、そういうふうな団体の事務費の負担の総額をふやす努力をいたしますことが、結局人員の確保でありその待遇の改善になると、こういうことでございませう。

それから第二点の損害評価員……

○坂倉藤吉君 現実に入がふえていられるんですか。○政府委員(今村宣夫君) まあ、それはちよつとおきませんが、損害評価員の手当の問題、おっしゃるとおりに絶対額は話にならぬんじゃないかといふことがあるんですが、これはちよつと財政当局といふいろいろやっておりますと、考え方の違いが出てまいりまして、財政当局に言わせると、たとえば自分たちの部落なら部落のしるべき農業精通者等が損害評価員になりまして、そして実地の検見を行つていくというふうな経費、手当てをいひますが、これは国が一億以上の金を出しておるといふ現状を踏まえてみれば、やはり共済金をもらつては農家であるから、農家の共済という精神に立つて、ひとつそういう手当ては少額であらうとサービスをすべきものではないかと、こういうふうな考へるわけでございませう。

私たちがいましては、さばりながら、幾ら何でも先生のおっしゃるようなことで損害評価員に働いていただくといふことは、これはまことに忍びないことでございませう。そこで、一昨年から非常にやかましく強くそういうことを主張いたしました。伸び率としては画期的な伸び率を示しておるわけでございませうけれども、何と申しましても、もとの金額が小さいものですから、なかなか思うに任せない状況でございませう。しか

しながら、今後ともその問題につきましてもできるだけの努力を払つてまいりたいと、かように考へておるわけでございませう。

○國務大臣(中川一郎君) 近年、農業を取り巻く情勢は、米の生産過剰という問題あるいは外圧等がありまして、新しい方向に向かわなければいけないという段階だろつと存じます。そういう中であつて、農業共済の占める位置というものも非常に大きくなつてくる。しかも、今度は畑作あるいは施設共済というものも入つてまいりますと、いよいよ仕事も多く、内容も充実しなげやならぬといふことは当然のことだと思ひます。

そこで、定員問題は全般的になかなかむずかしいところもございませうけれども、質の向上といふことについては今日までも、われわれも外におりました。ほかのものに比べては前向きにやつてきたつもりでございませう。今後とも講習会の強化なり、あるいはまた待遇の改善なり等々は、御承知のように一遍にこういふものは改善できませんで、財政当局とやり合ひましても急激な変化といふのはなかなかできませんが、年を追うてひとつしかりしたものにこの制度の全きを期すところ、こういう方向で努力をしてみたいと存じます。

○坂倉藤吉君 現在の常駐役職員の体制からいひまして、きょうは数字は私一切挙げてないんですが、けれども、相当内容的に強化をしなきゃならぬところの方が圧倒的に多い、こういう状況にあることはもう間違ひありません。ですから、関係のところもあるから漸次といふことで、それはそれでよくわかるんですが、制度的にも、今回本格実施という立場を踏まえて、制度的に、よりそこに重点を置いたひとつ十分な体制をして、そうして要望にこたへていただいて、なおかつ私はこの制度をやはり関係者に十分に理解をしていただくかといひたい。

こういう一般に対する説明——自分自身はもちろんの話でありますけれども、一般大衆にそれをも十分に制度的に理解をさしていくような、そういう

う周知徹底も含めてやっていかなくやならぬ課題でありますから、ぜひひとつ、いま大臣の言われたことを実のあるものにしていただきますように要望を申し上げまして、大体時間が来たようですから、終わらせてもらいたいと思ひます。

○委員長(鈴木省吾君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○藤原房雄君 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案について、若干の質問をいたしたいと思ひます。

最初に、過日マル寒マル南の法案の審議もございまして、そのときに畑作の今後のあり方等についていろいろ議論があつたわけでありますが、これはまあきょうは法案の審議でありますから、今後の日本農業の中で畑作というものがいかに重要であり、農林省としてもそれに対するいろいろな施策を打ち出しておるわけでありますけれども、これを畑作の重要性にかんがみましての諸施策、そしてまた基本的な考え方等いろいろたしたいところもございませうが、これはまた後日詳細については議論するにいたしまして、今日は少なくともこの法案を中心としたしまして、今後の農政の中で畑作というものはどういふ位置づけといひますか、農林省としては農政全体の中で畑作といふものをどのようにとらまえておるかといふことと、それに加えて農業災害補償制度、これが重要な一つの柱になるだろうと思ふのでありまして、まず大臣からひとつその辺のことを御答弁い

ただきたいと思ひます。

○國務大臣(中川一郎君) わが國農業が、御承知のように、最近特に米が過剩傾向であるといふこととらば、畑作物の自給率が悪いと、この基本的な問題があるやうと存じます。従来とも畑作物についてはいろいろやつてまいりましたが、やはり米との間に政策的にもバランスがとれない面があつたのではないかと、率直に反省をいたさなければなりません。したが、いまして、土地改良等につきましてもかなり前向きに進めるようにしておりますし、あるいは価格政策、金融政策、引き続いて今回の共済制度の改正によりまして畑作物も対象とする、これは長年の懸案でございまして、特に私ども北海道では十数年来の懸案であつたわけでございします。今回、ようやく試験実施を経て、本格実施の段階になりました。これは、伸ばさなければならぬ大切な畑作物振興に大きく寄与するものであらうと期待もいたしておるわけでございします。

そういうわけで、外圧いろいろむずかしい中に、畑作農業というものが健全に発展していくことが、総合食糧自給率の向上あるいはまた農業経済の安定という意味から言つても、ぜひともやらなければならぬ制度でございまして、そういう中にこれができることは非常に意義深いことである、こう思ひまして、積極的に取り組み、一日も早いこれが成立を遂まして、来年四月からは実施に踏み切りたい、こう思つておるわけでございします。

○藤原房雄君 私どもも機会あるたびに畑作共済を中心といたしましての共済制度の拡充強化、これを主張してきたところでございします。それで、このたびこのような法案になつて提出されたといふことについては、当局の努力は多とするものでありますが、しかし、現在、日本の農業の置かれております現状というのは、大臣の提案理由の説明の中にも、最近における農業事情の変化に対応して、云々といふことがございしますように、いろいろな急激な、そしてまた大きな変化がございし

て、その一番の大きな問題は、水田利用再編対策といふこの大きな問題と取り組まねばならぬといふ、そういう中でこの実施をやはり急がれたといふこともあるだらうと思ひますが、いままでの農林省がとつてまいりました食糧政策、農政といふものがいろいろの制度の面で米作に非常に偏つておつた。

そういうことの強いこれは反省の上に立つて、やはり今度の政策、共済制度を中心といたしましての畑作に対する力強いこ入れといひますか、推進策といふものを考へていきまさんと、水田利用再編成のために一時的に共済制度等も整えなければ総合的な対策ができないといふことで進める、まあ場当たり的な農政といふことがよく言われるわけでありまして、深いこれは反省の上といひますか、今日までの農林省のつてまいりました農政の反省の上に立つて、いまも大臣がおつしやつておりましたけれども、総合食糧自給ですが、水田に、水稲に偏重したここの姿勢から、総合的な、今日までも総合農政とかいふような言葉は使われておつたんですけれども、具体的にはそういう施策が実際にはなかつたといふことで、場当たり的ではなくして、今度は本腰を入れてこの問題に取り組む一つの大きな柱として、これだけの農業共済制度の実施に踏み切つた問題といひますか、根本がそこにあるんだといふ、そういう強い決意の上に立つてのこのたびの施策だらうと私は思ひますけれども、この間のことについて大臣の所信をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(中川一郎君) 御指摘のとおりでございまして、振り返つてみますと、わが國の食糧といふのは、戦時、戦後まず米がない、主食が國民に満足に配給されない異常な事態があつた、長い間続いたわけでございしますが、それに対応して米をといふことで、一生懸命土地改良なりあるいは価格制度なり、共済制度なり、米を中心とした農政であつたことは否めない事実でありまして、結果として國民に十分の米が、主食が配給できるといふだけじゃなくて、最近では過剩傾向になつてま

いりまして、この力を今度は畑作に振り向けなさいやならぬ、畜産に向けなけりやいかぬ、あるいは果樹に向けなけりやいかぬといふことであらうと存じます。

そういう意味で、畑作に欠けておつた共済制度ができたといふことはまさに時宜を得た政策であつて、このことは必ずやこれからの農政の大きな柱の一つとなつていくであらうと、この期待をいたしておるものであり、そういう意味でこの法案が一日も早く通り、省令その他政令等、これに基づいて体制をしっかりとつたものにして、来年四月からは来年度の生産される畑作あるいは園芸施設も一緒でございしますが、実効あるように、そして総合農政の一端を担わしたいものだ、こう思つておるわけでございします。

○藤原房雄君 これは前回の米の過剩であつた四、十三年、あのときから見ますと、それなりの工夫なり考慮なり、また、このたびのここのう対策が立てられておるといふふうに私も理解するわけでありまして、それだけに、いままで試験実施をしてきておるわけでありまして、少なくとも五年なり、いろいろな作物にしましても検討を加えてやろといふことであつたわけでありまして、こういう時勢になりまして、急遽いままでも試験実施したことにもかんがみまして本実施に踏み切つたといふ、それはそれなりに評価をするわけでありまして、いずれにしましても、長期的に見ますと、いま大臣のお話のように、総合農政といふ上から言つて、畑作に対するここのう制度ができたといふことは大きな前進であつたといひます。かもしませんが、当面する現実の問題を見ますと、五、十三年以降に水田利用再編対策といふものがぶら下がつておるわけでありまして、この問題に取り組むためには、これはもう相当農林省として、国として、農民に対しての十分な対応策がなければこれは非常に大変なことになるだらう。去年から当委員会におきまして、いろいろな論議がなされたところであります。

季節が参りまして、いまいよいよ田植え時期を迎えまして、それぞれ農家の方々は苦しい思いをし、やるせない気持ちを抱きながら農作業にいらしてゐるという現状であります。それでまずお聞きしたいのは、最近の調査で転作目標の現状です。去年立てました農林省のこの転作の目標、これはどういふふうに移しておるかといふこと、現在つかんでゐる範囲内で結構ですか、それから転作物はどういう割合になつてゐるかといふ、まずその辺、現在つかんでゐる現状をひとつ御報告をいただきたいと思ひます。

○説明員(小島和義君) 水田利用再編対策の実施状況につきましては、各都道府県とも、その内容についてはかなり厳しいものと受けとめながら、その必要性については十分御認識をいただいております。また、各県とも市町村を通じて農家段階の配分、ただいまの状況では大体九、九%農家段階まで達する配分を終わつております。一部おくれしておりますのが関東及び近畿の主として都市近郊地帯におきまして、若干配分がまだ完了してないといふ地域がございします。作物の態様につきましては、現段階でまだ正確なことは申し上げかねるわけでございしますが、当初私どもが予想いたしましたように、麦類でございしますと、大豆のたぐいといふのが比較的多いとございしますし、野菜につきましては、当初かなり多いのではないかと、予想もございしましたが、各県とも物別の過剩といふことについてかなり警戒心を持つておりまして、思ひのほか多くはなるまいといふふうな予想でございします。

それから、いわゆる管理転作、農協に預託をいたしまして転作を進めるといふ方式につきましては、各県とも現在のところは自己転作を第一義的に考へておられて、それがどうしてもできないといふ場合に、それを補完するものとして管理転作を行う、ここのう考へようでございまして、思ひのほか現在のところは面積が多くなつてゐない、ここのうふうな状況でございします。ただいまちよつと数字的なことはまだはつきり申し上げる状況でございしますが、概要、以上のとおりで

でございます。

○藤原房雄君 私どもも去年から各地を回りました、農民の方々といろんなお話し合いをしました。転作というのは非常にむずかしいといいますが、その土地基盤によりましてはいろんな困難がある。そういう中で、やはり現状の中で実施しなければならぬだろうということで、えらいみんな相談をしい、県を初め市町村、それからまたそれぞれで努力いたしているわけでありまして、転作といいますが、その地域によつて画一的にいきません。農林省としては全国の集計をいたしまして、表が非常に多いようだが、または大豆がどうかというようにありますが、各地域を見ますと、なかなかそううまくいかないわけでありまして。そういうことから言ひまして、長期的に見て転作というものを非常に重視するということで、農法法というものの成立というのは私も非常に前進であると思つておりますが、当面する大きな水田利用再編対策というものを抱えておるということで、しかも実施が明年であるということを考えますと、やはりここに一年のギャップがあるわけでありまして、それにまた統計的に見ますと、麦や大豆の方が非常に多いといふことが言えるかもしれませんが、各地域ごと農家単位で見ますと非常に苦慮しておる。

こういうことで、転作共済につきましても限られた六作物といふことでございますから、転作奨励作物との間にも一つのギャップがあるという、四十万ヘクタールの生産調整に対しての十分な配慮も今日まではしておるのだといふことで一生懸命説明はいたしておりますけれども、少なくとも法律の精神から言ひまして、転作をしてもことしの気候も決して順調ではないと、こう言われておりますが、それらのものを考え合わせますと、やはりことし一年は共済制度がないわけでありまして、そういう中で転作に転換させられる、そういうしてまた、技術的にも十分でない、また天候不順のために思うような収量が十分でないといふ、こういうことになりまして、転作なさつた方々が

非常な苦境に立たされるんじゃないか。こういう問題については農林省としてもいろいろお考えになつていらつしやるのだらうと思ひますけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(中川一郎君) まず第一番目に、共済制度がことしから間に合えばよかったなと思ひますが、試験実施という段階もありまして、間に合ひなかつたことはまことに残念なことだと思ひます。しかし、農林省としてはもう一、二年遅くなるのではないかと話もあつたのです。が、何としてもということ、一年おくれましたが、来年からできるようにいたした、こういうわけでございます。また、転作をされた方が、天候その他で十分の収入が得られないのではないかと心配される向きもありますが、われわれとしても、そういうことのないように、まず奨励金等四万から七万のものを差し上げれば、特殊な人は別としても、全般的にはまずまずそう劣らない収入になるのではないかと。ことしは初年度でございまして、それからそれぞれ厳しうと思ひますが、長期的に転作が安定的に行われるように最善の努力を払つていきたい。そうして、しっかりと全体としてバランスのとれた農政を確立したいものだ、こう思つておるわけでありまして。

○藤原房雄君 昨年、水田利用再編対策というのが発表といふか、どうしても思ひ切つた政策をしなければならぬといふ、そういう段階で、私も公明党として見てもいろいろ協議をいたしまして、現実には現実としてこれは見なければならぬだろう。しかし、これは余りにも大きい農民の犠牲を強いることになるのではないかと、そういうことも考え合はせまして、やはりある程度時間を置いて、そしていろいろなものを整備をしなければならぬ。無理ではないか。百七十万トン、四十万ヘクタールといふこんな大規模なことをやるというわけでありまして、私がここで長々申し上げるまでもなく、転作の条件としてはやはり共済制度も一つの大きな条件でありまして、また価格安定対策とか、地域特産物の認定の制度とか、土地基

盤整備、排水対策とか、圃場整備とか、こういうことに對する、十分な政策なくして、また農民との対話なくしてこれを強行するといふことは非常に無理があるのではないかと。

○國務大臣(中川一郎君) まさにそのとおりでございます。それから国民の総合的な食糧自給率を高めるという意味においては転作は伸ばしてい

かなければいけない。特に、米との相対関係において、伸ばしていかなければいかぬといふ問題がございまして。そのためには、共済制度の早期実施といふことももちろんでございますが、農業基盤、特に排水施設等がおくれているために畑作にまわれぬといふような実態が非常に多いといふので、一遍にはもちろんできませんけれども、積極的にこれに對して転作が容易になるようにする、あるいは価格についても、すでに価格政策のあります奨励金を価格そのものに取り込むといふかなり思ひ切つた政策は講じておりますが、この上にもバランスがとれるように、これまた一遍に急激な変化はできませんけれども、長期的にバランスがとれるように持っていく等々、全般の政策を通じて調和のとれた農業、すなわち米ばかりではないと、全体がよくつたといふ農政に一層の努力を図つていきたい、こう思つてでございます。

○藤原房雄君 個々の問題に入る前に、ちよつと二、三お聞きしたいわけでありまして、この三年なり、また過去のいろいろな実績を踏まえて新しい制度ができるわけでありまして、大臣の先ほどお話の中にもありましたように、農業事情の変化といふのは非常に急激でもございまして、共済制度の問題にいたしましても、今後取り組まねばならない問題といふのは、これはいままでの試験を踏まえてこの制度の成立になつたわけでありまして、今後の社会のいろいろな変化に對応しまして十分に対応策を考えなければならぬ。最近の農業は、私がよく述べたまでもなく、御承知のとおり非常に地域性の多様化、農業経営の集団化とか、それから地域特産物に對するこういう問題とか、非常に変化をいたしておるわけでありまして、こういうものにまた對する共済制度の取り組みといふものも必要ではないか。今度のこの制度ができたといふことはもちろんいいわけでありまして、今後の共済制度のあり方として、農業の大きな変化の中で十分に対応できるような対処を十分に考えながら進めてもらいたいとい

てないわけでありまして、それからあれですけれども、
〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

危険度を余りにも厳しく見るというところで、農業
者の立場から見ますと非常に掛金率の高い、それ
でいざというときには補償の少ないものになり
がちだという、こういう不信感というものは、ど
うしても払拭し得ないものがあると思うんです。

最初にお伺いしたいのは、今日までの農業共済
の組合及び連合会の財務状況はどういうふうな推
移しているかということ、ちよつとお尋ねした
いと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 農業共済の共済事業の
収支状況でございますが、農作物共済につきまし
ては、昭和五十一年度末で申し上げますと、組合
等は六百三十三億圓、連合会は三百七十億圓の余
剰でございます。政府特別会計は、五百三十二億
圓の不足になっております。

五十二年年度末におきます収支の累計は、五十二
年度が豊作であることもございまして、組合等は
八百四十五億圓、連合会は四百七十五億圓の各余
剰でございますが、政府特別会計は三百五十五億圓の
不足でございます。

蚕繭共済につきましては、組合等が十五億圓、
連合会が百億圓、政府特別会計は十八億圓の各余
剰になっておりまして、最近におきます収支は、
毎年大体順調に推移をしております。

家畜共済につきましては、五十一年度末におき
ます収支の累計は、組合等は二億圓の余剰、連合
会は四億圓の不足、政府特別会計は七億圓の余剰
というようになっております。最近におきます収
支は、大体、若干の出入りがございますけれども、
全体として見ますれば順調に推移をしております
と見られます。

果樹共済は、五十一年度末におきます収支の累
計は、組合等は十五億圓、連合会は十一億圓、政
府特別会計は百二十二億圓のそれぞれ不足になる
見込みでございますが、この数字は、現在昭和五
十一年度に引き受けましたナツミカン等の支払い

関係は未確定でございますので、数字は若干変動
をいたすかと思ひます。最近におきます収支を見
てみますと、組合、連合会、政府特別会計とも
に、果樹共済の本格実施になりましてから毎年不
足を生じておる状況でございます。

○藤原房雄君 この共済事業を見ましても、非常
に財務状況が悪化しているところもあるようであ
りますが、まず私どもは、この農業共済に当たり
ましては、第一条のこの法の目的であります「農
業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受け
ることのある損失を補填して農業経営の安定を図
り、農業生産力の発展に資する」という、こうい
う法の精神になつておるわけでありまして、や
はり財務状況というものは度外視して保険の制度
ができるわけはないわけでありまして、政府の立場
からいいますと、政府主導といふべきか、政府の立場
に立つてこの運用というものがなされるという、
こういうことになつて、先ほど来冒頭大臣もい
う話しておりましたように、今度の畑作振興と
いふのは、単にこういう制度ができたといふん
じやなくて、日本のこの総合食糧自給体制の上か
ら見て、画期的なことであつて、これによつて今
後の日本の畑作振興、また全体の形態というもの
を維持していくというわけでありまして、この
法の精神にのつた運用のあり方、今度のこの
法案をつくるに当たりまして、この点は十分に
配慮して取り組んだらうと私は思ふわけで、
すけれども、とかく農業者の立場からいいますと、
今日までのこういう共済制度というのは政府や団
体の主導のもとにつくられる、こういう非難がど
うしても出るわけなんです。

それは一つには、いろんな被害に遭つたときに
補償するといふことは、それは自分自身が掛金を
掛けておるわけでありまして、それはいざ自分が
被害を受けたときに、災害を受けたときに、や
つぱり現在までの農家収入に見合うといひます
か、それに相当する補てんといふものがなければ
ば、この法の精神からいひまして、またこの共
済制度のあり方にいたしまして、非常に現実に

そぐわないと言わざるを得ない。こういう点で、
どつちをどういふふうなバランスをとるかといふ
ことは非常にむずかしいことだと思ふのでありま
すが、今度のこの畑作共済、また園芸施設共済を
つくるに当たりまして、こういう点をどういふ
うに勘案してこの法をつくるに当たりまして配慮
をしたのか、非常に抽象的な言い方で申しわけな
いのですけれども、まずそこらからちよつとお聞
きたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 今度の本格実施に当た
つてどういふ配慮のもとに制度を組み立てたのか
と、こういうお話でございますが、御存じのよう
に、試験実施の場合におきましては共済目的もパ
レイショ、大豆、小豆、インゲン、てん菜、サト
ウキビの作物でございまして、今回はその
試験実施の六作物に加えて、今後政令で必
要なもの追加指定ができるというふうな制度に
いたしましたわけでございまして、共済金額につきま
しても、従来の付保割合は四割から六割でございま
したけれども、本格実施の場合におきましては引
受割合は、パレイショ、てん菜、サトウキビ、大
豆につきましては八割、小豆、インゲンにつきま
しては七割、こういうことになつたわけでござ
います。さらにまた、共済掛金の国庫負担につ
きましても、試験実施の場合の交付金は三割でござ
いましたけれども、畑作物につきましては六割、
園芸施設共済につきましては五割というふうに、
これを大幅に引き上げたところでございまして、
共済金の足切りにつきましても大体二割、三割
というふうに、従来の足切りよりさらに引き下げ
ておるところでございます。また、国の再保険に
つきましても、連合会の保険責任のうち異常部分
の七〇%を再保険するということでございまして
が、今回の本格実施につきましては、連合会の保
険責任のうち異常部分の九五%は国の再保険に付
するといふふうに、制度の内容につきましては農
業関係団体あるいは農家の方々にございまして、
その御要望を吸ひ上げて、そういう形で仕組
んでおるわけでございまして、今後の運営に当たり

ましては、先生御指摘のような趣旨に従いまし
て、この制度の適正な運営を図ることによつて農
家の農業経営の安定、農業所得の確保という目的
を達成するように努力をいたしたいと考えておる
ところでございまして。

○藤原房雄君 まだ試験実施から本格実施に至り
ます間にいろいろ論議があつたろうと思ひので
ありますが、そこで、現在あります制度に對し
て、新しくできるものと對比といふことでどう
しても比較されるわけでありますけれども、それ
は農作物共済にありますが、表とほかの畑作物、今度
六品目、こういうものが比較してもなるわけ
で、恐らくいろいろ検討の段階では畑作共済と
いふものをどこまで農作物共済に近づけるか。麦
は、これは水稲と違つて畑作物と見るべきなん
でしょう。そうであれば、当然同じような形態にす
べきじゃないかという議論になるわけでありま
すけれども、特に北海道では輪作体系の中で一番重
要な作物として、こういう観点からしまして畑作
物共済といふものは表並みにすべきだといふ、こ
ういふ議論はどうしても出てくるのは当然だと思
ひます。こういうことで、今後の畑作共済につ
きましては、現状についてもいろいろ論議があつ
て今日こういうものができたのだらうと思ひます
けれども、ここらあたりの畑作共済を農作物共済
にできるだけ近づけるといふ努力、またこういう
考え方については農林省としてはどういふように
考えていらっしゃるかと、このことをひとつお聞き
したいわけでありまして。

それから農林法全体の中で、農業災害補償法の
この法律の中で、畑作物共済といふものはどうい
う位置づけになるのかという、こういうこと等も
これは十分に論議をしなければならぬことであ
り、私もまた承知しなければならぬことだろ
うと思ひますけれども、農林省としてはこの問
題についてはどういふ経過をたどり、またお考え
の上で今回のこの法律をおつくりになつたか、そ
の辺ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 私たちが畑作物共済を

仕組みます場合に、これをどういう形で仕組むかということにつきましては、農林省自身におきまして研究会を開きまして、その試験実施のいろいろの検討結果を踏まえて、十分議論をしましてまいりましたところでございます。また、党の方におきましても小委員会を設置されまして、そこでいろいろ議論をいたしたところでございますが、私たちが今回の本格実施におきます内容といたしましては、それらの御要望を大体おおむね満たしておるものであると考えておるわけでございますが、たとえば国庫負担をとってみまして、畑作物につきましては、実は財政当局等の折衝において非常に重要なポイントであったわけでございます。

私たちといたしましては、現在の時点においては畑作物共済を実施いたしますことは、先ほど大臣からも申し上げましたように、畑作を今後振興していくという観点から、どうしてもこれは農作物並みの国庫負担をなすべきものであるという考え方で強い主張をいたしたわけでございます。その結果、御存じのように、米と麦と並びます六割の国庫負担ということになったわけでございます。園芸施設共済につきましても、当初園芸施設共済の有利性等を挙げまして、家畜、果樹並みというところがなかなか問題であったわけでございますが、資産共済としてこれを同列に置くべきだということ、果樹並みの五割というところに持つていくことができたわけでございまして、先ほど大臣も申し上げましたように、畑作振興はただ単に共済だけでできるものではございませんで、基盤整備の推進なり、あるいは相対価格の問題なり、全体的な問題の施策の推進が必要であると思っておりますが、その中におきまして畑作物共済は、先ほど先生がおっしゃられましたような農業災害補償法の第一条の目的に沿うように、制度をさらに運用するように努めてまいる所存でございます。

○藤原房雄君 先ほど答弁の中で、六作物が今度ではできたわけでありすけれども、今後のことについて政令で指定するんだというお話ございましたけれども、これはいろんな経緯の中で六つになったんだらうと思ひますが、その他のものにつきましては非常に農民の声は大きいわけでありまして、ほかのものについてもいろいろ検討していかうと思ひますが、どうしてもこの法律の実施が来年度ということになると、その後政令で指定すること、非常におくれるんじゃないかというように危惧も一つはあるわけですが、現在農林省としてこの六作物の対象のほかに考えているのはどういふものがあるか、それらのものを政令で指定して実施するということになると、どのぐらいの時間的な経過を必要とするのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 政令指定の問題でございますが、政令でどのような作物を指定するかという問題は、一つは政策的な必要性ということと、もう一つは行政的な問題であるか、いままでの経緯もいろいろあるわけでございまして、具体的な検討が必要でございます。保険設計が仕組めるかどうかというこの観点、一つは全国的な危険分散がどのように図られるであろうかということ、それから共済需要が継続的かどうかということ、一定のレベルでございまして、あるかどうかという問題、それから料率設定ができるかどうかという問題、それから引受け及び損害評価方法をどうするかという問題、そういう保険設計が仕組めるための要素といふものがございまして、したがって私たちがいたしましては、現在地域特産物の調査の一環として茶及びホップ、それからたばこ、イグサにつきましてそれぞれ主産県において調査を行つておるところでございます。また、キャベツ、レタス、白菜の露地野菜につきましては、昭和五十二年から保険設計に必要なデータを収集するための調査を主産県で行つておるところでございます。飼料作物だとか、なたね、ソバ、落花生、カシノ等のその他の畑作物につきましては、昭和五十三年から保険需要等の調査を主要県において行つておるところでございます。

したがって、これらの調査をできるだけ早くことはもとよりでございますが、先ほど申し上げましたように、料率設定を行いますためには、ある一定期間の被害状況をつかまえますと保険設計ができませんので、一、二年行つたから直ちに政令指定ができるというものではございませんが、茶及びホップ等につきましては相当以前から調査をいたしておりますから、これらの作物についてはできるだけ速やかに結論を得るようになりたい。また、その他の作物につきましてもできるだけ調査を急いで、その結論を得次第、政令指定に追加するように取り扱いたいと思つております。

○藤原房雄君 わかりました。

このたびの畑作物の共済は、どちらかと言うと北海道のような広範な地域で畑作をしております品目、まずこういうところから早く決めませんか、これは今度の減反政策ともあわせまして非常に大きな問題になるわけでありまして、急がなければならぬという、いままでの経緯もいろいろありますけれども、こういう大きな面積、日本全体の畑作全体で見ても、耕作面積の大きい作物からいいますと、お取組みの多いものと思ひますけれども、そうしますと、ほかの作物にしますと、今回入りしました六品目以外のものについてはそれほど大きな作付面積もない。こういうことで、どうしてもいろいろな検討とか調査とかいふことで後々になるのじゃないかという心配もあるわけですが、何回も繰り返して言つておりますように、畑作に對しましては異常なまでの情熱を燃やして取り組んでいこうというわけでありまして、ひとつ積極的に調査検討の上、早急に他品目につきましても政令で指定をして、共済制度に乗つけるように要望いたしておきたいと思ひます。

次は、大体バレイショとかインゲンとか今回の六品目、主に北海道を中心にして試験実施をしてきたわけでありすが、バレイショという、東京から見ますとバレイショということしか頭に浮かびませんが、北海道では一つのバレイショが加工用とか食用とか種子用とかいろいろなものに使われる。その数量も非常に大変な数量になるわけでありまして、またインゲンにおきましても、収穫期のことで、収穫期とか価格とか、こういうものとの兼ね合いもありまして、当初北海道でもいろいろな議論があつたんだらうと思ひますけれども、キントキとか手亡とか、こういうふうに分けてもよいのか、農林省のコンクリートの壁の中におりますと、インゲン、バレイショと、こうでしようけれども、北海道に参りますとこれは多種多様で、現実というものはもっと真剣に検討しなければならぬ問題だらうと私は思ひます。しかし、あれもこれも一遍にはこれはいかな、なかなかこれは容易なことではないと思ひますけれども、現在こういう形になって法案が出てきたわけでありすが、こういう北海道の強い要望、こういうものについて十分に検討した上でこのたびの問題についても十分に検討しなければならぬ課題という、こういうふうになっているのか。その辺はどうなんですか。

○政府委員(今村宣夫君) おっしゃるとおり、バレイショにつきましても用途別の特性がございまして、加工用、食用、種子用というふうに分かれておりますし、用途ごとに代表される品種もそれぞれあるわけでございます。したがって、共済目的の種類の細分につきましては、試験実施の経験を踏まえて、バレイショにつきましてもおっしゃる通りに、用途により価格がかなり違いますので、加工用、食用、種子用に区分し、また植えつけ時期によりまして収穫期が異なりますから、春植え、秋植えというふうに分けて行つて行つておるわけでございます。また、インゲンにつきましても、品種によりまして価格や収穫時期が異なりますから、手亡類、キントキ類というふうに分けておられれば共済目的の種類の区分に共済金額その他を決めるように、その点は十分

その地方とも打ち合わせをしながら、きめ細かく対応をしていくというふうに考えておるところでございます。

○藤原房雄君 それから、現在でございますが果樹共済ですね、これも果樹地帯からは大変な要望といえますが、強い要望があつてきたわけでありまして、ところが現状を見ますと、先ほどの財務状況を見ましても、果樹共済については非常に苦境にあるといえますか、振るわない、そういう状況がうかがわれるわけでありまして、私どももいろいろなデータをいただいておりますから一々数字とか何か申し上げませんが、非常に加入率が低い。収穫共済が二・四％、樹体共済が八・二％ですね。これは私ども現地でもいろいろ話を聞いておるんですけれども、農林省としてはこれをどう受けとめて、これに対する対策をお考えでしょうか。やっぱりこういう制度が望まれながら進まないというのは、大きなこの共済の中に欠陥がある、この見なきやありませんし、その取り組みのないうり、どんなに啓蒙宣伝といひましても、いいものならやっぱり月日のたつうちに加入者もふえるわけでありまして、この果樹共済、これをどういうふうに農林省としてはお考えになつて、今後の取り組みについてお考えになつていらつしやるのか。農家の方々に聞きますと、いろいろな現実にもぐわぬ問題を提起をいたしております。いま一々、私、申し上げませんが、農林省の考え方をまず聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 果樹共済の五十二年度の加入率を面積で見ますと、年々上昇をしております。その、御指摘のように収穫共済では二・四％、樹体共済では八・二％というふうに、一般的に低位にとどまつておるわけでございます。まあ樹種によつて違ひまして、ナシなどは四五・四％と、それからリンゴが三六・八％とわりあい高うございますが、温州ミカンで見ますと一九・五％というふうに低くて、樹種によつて加入率に差が見られるわけでございます。しかし、一般的に

は非常に低位にとどまつておるわけですが、これは一つは制度発足後なお目が浅いということもございまして、制度の仕組みや内容について、果樹関係者や農家に十分理解されていらないということにあるのではないかとと思ひますが、樹種によりまして加入率が相当違うということは、一般的に果樹は御存じのように、産地間あるいは農家間において栽培形態や栽培技術等かなりの格差がございますために、いろいろと農家の加入意欲ということに差が見られるのではないかとこのように思われるわけでございます。

私たちの調査をしてみまして、農家一般組合員が一般的にどういうことを問題にしておるものであらうかという項目だけを申し上げますと、一つは共済掛金率が高い、それから第二は足切り割合が高い、第三は引受単位が圃地単位になつてない、それから第四番目は共済責任期間が長い、それから第五番目は無事戻しが行われていない、六番目は基準収穫量が低い、七番目は当該年の価格が反映してない、八番目は付保割合の最高限度が低い、こういうことが農家の側から問題として指摘をされておるわけでございます。もちろんこれにはいろいろ理由がございまして、制度としてもできるものとできないものがあります。が、組合の方からの御指摘の事項としてはそういうことでございまして。

そこで、私たちはなぜそういうことであらうかということもいろいろ検討をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、制度ができてからなお目が浅いということを別にいたしまして、一番大きいいろいろな要素は、実態面では栽培形態、栽培技術が相当幅があるといふことが、一つの大きな要素ではないだろうか。それから第二は、事業実施体制の整備強化問題というのが第二に挙げられると思ひます。それから第三は、先ほど申し上げましたように連年の異常事故に見舞われましたために、組合、連合会において

それぞれ赤字を抱えております。国におきましても、昭和五十二年予算を除きまして百五億という相当な赤字を出しておるわけでございます。そういうふうな赤字を抱えながらなお農家にそれが喜ばれないのかというところが、一つ非常に大きな問題点であらうかと思ひます。

したがいまして、私たちいたしましては、先ほど申し上げましたような実態面についての問題点をさらに洗い出しますと同時に、制度的にも問題がどこにあるのかということ、今後十分検討をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 いまお挙げになつた諸問題は、私ども地元へ行きまして確かに聞くことであります。確かにこの果樹共済は非常に多難なときに発足して、経験も浅いということもあるかもしれせんけれども、しかしそれはそれなりにひとつ対処しなければならぬ。一番農家の方々、掛金の割りにやっぱり足切りのことを言われるわけでありまして、今日まで経験を経てきたわけでありまして、先ほどお話あつた、それら全部一遍にはいかないかもしれせんけれども、改善の努力はひとつしてもいいものだと思うんですね。

それと、現在とられております農林方式、やっぱり農家の方々に規模の大小、いろいろな問題点のあるのは十分私どももわかるわけでありまして、あるいは地方を回つてみますと、圃地単位方式で、非常に強いわけですが、現在のこういう体制の中で一遍にこういうわけにはいかないかもしれませんが、並行して、並設といひますか、それぞれに長短あるわけでしょうけれども、やっぱり現実に即したものと制度そのものをやっぱり考えていかなきゃならぬんじゃないかという、こういうことも非常に感ずるわけですが。確かにPRも、これだけの年数を経過した割にはよく認識されてないという面もあるようなんで、やっぱり農林省としても、せつかつくつた制度が十分に

生かされないということではこれはなりませんし、いままでも補作をやつておつた、それを転換して果樹にしたところもたくさんございまして、それだけに果樹共済というものがたまたま果樹のための果樹共済ということではなくして、先ほど来大臣のお話のありますように、総合的な農業政策の中で重要な柱としてやっぱり果樹共済の根本的な対策、検討、これはぜひひとつ取り組んでいただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(今村宣夫君) まず第一に、果樹共済の足切りの割合の問題でございますが、この足切り割合を現行より引き下げるといふことは、共済金の支払いチャンスを増すといふことでございまして、これは農家にとつて非常に利益になることでございまして。しかしながら他面、足切り割合を下げますといふことは、国の負担がふえること、これはもとより当然のことでございますが、農家の負担もある程度はふえていくわけでございます。したがいまして、足切り割合を下げますと共済金額をもちうチャンスはふえますけれども、一方、掛金が上がっていくといふ一つの農家にとりましては相反する事項がございまして、その辺の調和をどこに求めるかといふことは、これはなかなかむずかしい問題でございます。現在の農家の負担をそのままにして足切り割合を下げられればこれにこしたことはないのですけれども、なかなかそういうぐあひにもまいらないという要素もございまして。

しかしながら、果樹農家の経営の安定を図る観点から補償の充実を一層図るべきではないかという御主張は、まことにそのとおりでございます。今後農業団体等とも連絡をとりながら、果樹共済の問題の所在につきましても十分究明をいたし、運営上改善し得る点は積極的に改善を図つてまいりたいと思つております。また、制度的な問題も含め、さらに検討を続けていきたいと思ひますが、御指摘の問題につきましても、今後真剣に検討をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、御指摘の第二点でございます。園地単位方式の問題でございますが、私たちは現在の果樹共済は農家単位の全相殺方式を採用しております。これは農家ごとに経営的に見た損害を合理的に補てんするという観点から見れば、最も適当な方式であるというふうに考えております。園地単位方式の場合におきますと、園地ごとの損害について補てんしますから、共済金を受け取る機会が多くなるかもしれませんけれども、農業経営上余り効果のない等細な共済金を受け取る。そうすると、何回も共済金を受け取りますが、こんな小さい共済金では何だというふうな話も片一方また出てまいりますものから、そのところが非常に問題ではないかというふうに考えております。ただし、一方、大規模の専業農家等の中には、共済金を受領する機会が非常に少ない等のために、園地単位方式について御要望もございまして、この点につきましては農業共済団体等とも連絡をとりつつ、制度の仕組みについて今後検討をしてみたいというふうに考えております。

も、いずれにしても、収穫共済で二二%、樹体共済で八二%ということですから、この数字だけ見ておしなべて判断するわけにはいかないかもしれませんけれども、ただ、足切りを少なくするともうチャンスは多くなっても負担が大きくなるぞという、そういう論理はなくなつて、やっぱり果樹共済に農家の方がこれはいいものだということ、入りやすいといいますが、十分に理解して加入者の多くなる——PRも大事ですけれども、実態がやっぱりこれに即してきやならぬだろうという、こういうことを痛感しますので、お話を申し上げているわけなんです、その点ひとつ十分に御検討いただきたいと思ひます。

次は、園芸施設共済ですが、これも私もあつちこちいろんなものを見ましても、大きいところ、小さいところ、いろんなところがございますので、短時間の中で総括的に申し上げるというのにはなかなかむずかしいことですが、現在、共済に對しましては、国庫負担限度額というものが財政当局との交渉の中で、今日のこの制度をつくることになつたと思ひますが、いかんせん、最近施設園芸というものは、非常に、だんだん大型化し、そしてまた装置化といひますが、新しいものがどんどん取り入れられて、こういうことで、相当国もそういう変化に對して財政的にめんどろを見まさんと、これはやっぱり実態にそぐわなくなるのではないかと、こういうふうに思ひかけています。

てあげるべきだというふうに私は思ひかけています。この施設園芸につきましてはいろんな問題点はあつて、総括的にこの今後の運用、こういうものについて農林省としてはどういふふうに考へて、また今後の取り組みについてもいろいろ御検討なさるんだらうと思ひますけれども、ちよつとこの施設園芸全般についての総括的なお考えをお聞かせしたいと思ひます。

これは、園芸施設共済でございます。御指摘のございました第一点の園芸施設共済におきます掛金国庫負担の限度を一千万円では低いので引き上げるべきではないかというふうな趣旨でございますが、園芸施設共済におきます共済掛金国庫負担の対象共済金額の限度をどこまでにするかという問題は、一つは、きわめて企業的な経営になつております非常に経営規模が大きい企業的な経営にまで、通常の施設園芸農業者に對しますと同様に国庫負担をするということとは、これは問題ではないかというふうに思ひますが、その限度額は試験実施期間中は一千万と決められておつたわけでございますが、これをどうするかにつきましては、いろいろ農林省での制度研究会においても議論になりまして、最近の施設の大規模化、資材価格の高騰等を考慮しまして、試験実施におけるよりもこれを引き上げる必要があるという指摘がなされております。したがいまして、現在の農家の園芸施設の規模でありまして、あるいはまた価格等を考慮いたしまして、妥当な金額までこれを引き上げたいというふうに考へております。

は、やっぱりせつかくできた果樹共済、私もずうつと農水委員会と災害対策特別委員会におりまして、災害の起きるたびに、何の補償もない果樹農家の方々に對して、このままではならぬというこゝろを痛感いたしております。まあ試験段階を経てこゝろの本実施になつた、実施することになつたわけでありまして、しかし、いざ発足してみますと非常に加入率が低いという、それにはいろんな問題の先ほど御指摘もありましたけれども、

それから、共済制度が適正に運営されますためには、現場の損害評価員、共済の連絡員等の方々の任務はきわめて重大なものでございまして、この方々には日ごろ非常な御努力を願つておるところでございます。御承知のように、損害評価員とか、共済連絡員の活動の基礎にはいわゆる共済相互扶助の精神が存するではないか、したがって、通常の手当てというふうな考へ方をとるべきでないというのが、財政当局の一つの根拠になつておるわけでございますけれども、私たちはそういう

方々の非常な御苦勞に報いますために、その手当をできる限り引き上げたいということで、この一兩年努力をしてまいつたわけでございますが、なお非常に不十分でございまして、これらの点につきましても、今後十分努力を重ねてまいりたいというふうに考へておるところでございます。

これは、園芸施設共済でございます。御指摘のございました第一点の園芸施設共済におきます掛金国庫負担の限度を一千万円では低いので引き上げるべきではないかというふうな趣旨でございますが、園芸施設共済におきます共済掛金国庫負担の対象共済金額の限度をどこまでにするかという問題は、一つは、きわめて企業的な経営になつております非常に経営規模が大きい企業的な経営にまで、通常の施設園芸農業者に對しますと同様に国庫負担をするということとは、これは問題ではないかというふうに思ひますが、その限度額は試験実施期間中は一千万と決められておつたわけでございますが、これをどうするかにつきましては、いろいろ農林省での制度研究会においても議論になりまして、最近の施設の大規模化、資材価格の高騰等を考慮しまして、試験実施におけるよりもこれを引き上げる必要があるという指摘がなされております。したがいまして、現在の農家の園芸施設の規模でありまして、あるいはまた価格等を考慮いたしまして、妥当な金額までこれを引き上げたいというふうに考へております。

損害評価のあり方にしましても、なかなかこれはむずかしい問題だらうと思ひますが、ありますけれども、施設園芸、これは全国各地のいろんな地理的条件の中で行われておるわけでありまして、むずかしい面は私も十分にわかつておりますけれども、せつかくその地域に合つた、そしてまた農家としていままで稲作を中心にしておりましたものを、施設園芸、またより反収を多くするというところで農家が努力して一生懸命やつておるわけでありまして、そういう農家の努力の芽を摘むようなことのないように、国も十分なバックアップをし

園芸施設共済におきます掛金国庫負担の限度を一千万円では低いので引き上げるべきではないかというふうな趣旨でございますが、園芸施設共済におきます共済掛金国庫負担の対象共済金額の限度をどこまでにするかという問題は、一つは、きわめて企業的な経営になつております非常に経営規模が大きい企業的な経営にまで、通常の施設園芸農業者に對しますと同様に国庫負担をするということとは、これは問題ではないかというふうに思ひますが、その限度額は試験実施期間中は一千万と決められておつたわけでございますが、これをどうするかにつきましては、いろいろ農林省での制度研究会においても議論になりまして、最近の施設の大規模化、資材価格の高騰等を考慮しまして、試験実施におけるよりもこれを引き上げる必要があるという指摘がなされております。したがいまして、現在の農家の園芸施設の規模でありまして、あるいはまた価格等を考慮いたしまして、妥当な金額までこれを引き上げたいというふうに考へております。

園芸施設共済におきます掛金国庫負担の限度を一千万円では低いので引き上げるべきではないかというふうな趣旨でございますが、園芸施設共済におきます共済掛金国庫負担の対象共済金額の限度をどこまでにするかという問題は、一つは、きわめて企業的な経営になつております非常に経営規模が大きい企業的な経営にまで、通常の施設園芸農業者に對しますと同様に国庫負担をするということとは、これは問題ではないかというふうに思ひますが、その限度額は試験実施期間中は一千万と決められておつたわけでございますが、これをどうするかにつきましては、いろいろ農林省での制度研究会においても議論になりまして、最近の施設の大規模化、資材価格の高騰等を考慮しまして、試験実施におけるよりもこれを引き上げる必要があるという指摘がなされております。したがいまして、現在の農家の園芸施設の規模でありまして、あるいはまた価格等を考慮いたしまして、妥当な金額までこれを引き上げたいというふうに考へております。

めに共済団体等に回復したい事業不足金が生じまして、その事業が継続することができないおそれがあるという、そういう損害として省令で定めまう一定基準以上の地震、暴風雨による災害を定めるということに考えておるわけでございます。

これらの異常事故の具体的基準につきましては、先ほど申し上げましたように、共済団体等の事業運営の安定性の確保、それから金額再保険方式のもとで適正円滑な損害評価が実施できるといふように、その発生の頻度なり、発生した場合に予想される被害の状況なり、それから共済団体の事業収支に及ぼす影響なり、それから損害評価等を十分検討して決定することにしたいと思つておりますが、先生御指摘の激甚災害の指定は、これは何と申しますか、これを即こへ持つてくるといふふうには考えておらないわけでござい

ます。御存じのとおり、激甚災害の指定を受けましても、全額国庫補助になるわけのものではないと申し、また、天災融資法その他におきましても全部国がめんどうを見るという、そういうたてまえではございません。したがって、激甚災害とこれを結びつけて運用するということにつきましては、問題があるかと思ひます。

この制度としましては、先ほど申し上げましたように、連合会の区域では危険分散ができない、それをほうつておいたのでは共済団体等において事業の継続ができないという、そういうことの場合におきまして、これを全額国が責任を持つといふふうには考えておるところでございます。

○藤原房雄君 今度のこの園芸施設共済で「気象上の原因(地震及び噴火を含む)」というところは、去年のあの有珠山の爆発等にかんがみましても時宜を得たものだと思うのでありますが、この「共済事故」といふのはいろいろなかことが考えられるわけで、今度はお役所としては非常に画期的な「航空機の墜落及び接触」なんというところまで入れたというところは、よくこまで——いままでこういうことがあったのかどうか知りませんけれども、また「航空機からの物体の落下」という非常にき

め細かにあるわけですが、今度のこの園芸施設共済につきましましては、施設及びその付帯施設や、中の農作物まで見ようということでありまうから、当然いろいろな事故が想定されると思ひます。たとえば停電のようなことがありまうと、温風機やなんか故障するということになって、これはまた中の畑作物に大きな被害、影響を及ぼすということですから、当然これは共済事故の中に入るのだらうと思ひますが、気象上の原因で一番事故が起きやすいのは、東北、関東ですと、やっぱり雪と風、突風というやつだろつと思ひますが、風なんかについてはどういふふうに考えていらつしやるのか、その辺ちよつとお伺ひしたいと思ひます。何メートル以上とか……。

○政府委員(今村宣夫君) 共済事故につきましましては、私たちは自然災害によつて起こります共済事故は大体全部拾つたつもりでございます。したがって、先ほどのような風などにつきましましては、風水害、ひよう害その他気象上の原因による災害、ということに含まれていくわけでござい

ます。停電の場合におきましても、それが災害によつて起きた場合は停電でございませうれば、当然共済事故といふふうには考えております。

○藤原房雄君 要するに、風速とかなんかじゃなくて、風のためにその施設が壊れたということであれば対象になるということですね。

○政府委員(今村宣夫君) さようでございます。○藤原房雄君 次は、家畜共済のことにつきましまして、いろいろなことがあつて、もう時間もございませうから一点だけ申し上げておきますが、家畜診療施設の法的位置づけにつきまして、これはいろいろいままで問題になつたところだと思ひますが、今回の改正案で、組合等及び連合会は「一定款等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることとできる。」ものとするとともに、「その事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬または豚につきこの施設を利用させることができる」といふふうに明確化させるものになつて

いますけれども、まずお伺ひしたいんであります。この家畜診療所をめぐる問題は従来からいろいろ指摘されておるわけですが、これを受けて農林省では、昭和五十一年の五月、農業共済団体等に係る家畜診療所の経営問題に関する検討会、これを設置し、その後その検討会においては数回に及ぶ検討がなされて、五十二年の三月二十八日に検討結果の報告書が提出されて、その報告書の中に「家畜診療所の制度的位置付け」といふところがあるわけですが、その内容は、結論的に言つて「家畜診療所の制度的位置付けは農業共済制度の運用に関する重要問題でもあるので、畜産振興行政ないし家畜保健衛生行政とも関連づけつつ、引き続き検討することが必要である。」と、このように指摘してあるんですね。

具体的には、今回の改正においてこの問題に限つて見送ることとして、引き続き検討せよと言つておるわけですが、これを、急いでというか、こつこつと進んでいっているにもかかわらず、今回こつこつと法案に盛り込んだという理由、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 五十一年度におきまして、御指摘のように、学識経験者にお集まりをいたしまして、農業共済団体等の家畜診療所の経営問題について総合的に検討いただいたわけでございまして、五十二年三月二十八日に検討結果の取りまとめをいただいたところでございます。その検討結果の中におきまして、産業動物診療のあり方との関連で先生御指摘のようなことの結論を得ておるわけでございまして、その後一年間私たちは畜産局とも協議をいたしまして、その設置につきましては問題を検討したわけでござい

ます。なお、従来からも日本獣医師会等々につきましましては、いろいろそういう問題につきましてお話を申し上げておつたところございまして、その後五十二年十二月におきましては法制化に賛成であるというお話も承つたわけでございまして、一年間の検討の結果、現在のような法制を仕組みます

ことの結果を得た次第でございます。

○藤原房雄君 今回の改正案は、九十六条の二に、共済の家畜診療所が未加入家畜の診療を法制化しようとしておりまして、この場合「組合等は、その事業に支障がない場合に限り」ということとで一定の枠をはめて、野放図に診療ができないように配慮しているというところは私もわかるわけですが、しかし、それでもなお今回の改正案に対しては、獣医師の中にも強い反対の声があるといふことは農林省もおわかりだと思ひますが、その理由は、現在でも共済の家畜診療所と開業獣医師との間にいろいろなトラブルが発生しているといふことで、こういうことがなければこんな反対の声が出ないわけでありまう。

人数が多いとか少ないとかというところは別にしまして、こつこつと事実については当然農林省も御存じのことと思ひますが、私、ここにありまうけれども、ある県の農業共済連が公開の席上で発表したことのある「人件費上昇に対処して採つた四九年度の収入増額方策および、今後の方策」と題する発表資料があるんで、それの中に、「支出の節減による人件費アップ分の確保についで」という項目のトップに、「診療補助金、嘱託獣医師の支出軽減を図るためのシエアの拡大」という、こつこつと書かれておるわけですね。診療補助金と嘱託獣医師の支出というのは、共済制度に基づいて、開業獣医師の中から指定獣医師とか嘱託獣医師を置くことになっているが、これらの獣医師が、加入家畜を診療した場合に共済の方から支払われる診療費の支出をできるだけ抑えるために、家畜診療所の診療シエアを拡大しようといふ、こつこつとことだといふことになると、これは明らかに家畜診療所とこれら開業獣医師とのトラブルの発生原因になるというところは、これは当然考えられるわけですね。

現在、獣医師は、それぞれ非常に苦境の中にあるものから、それぞれの立場で自分のシエアを拡大しようとする、一方でそれはそれで困るという、そこにトラブルの原因があるようなんです。

この結論を得た次第でございます。

すね。あるところでは、こういうことを公の席上で、こういうふうにしうじやないかということをお話合つておるといふことです。しかるに、今回のこの改正においては、未加入家畜の診療まで共済の家畜診療所が診療できるように法制化することになつてゐるわけですが、これらのトラブルはますます増大し、法制化による効果よりも問題の方が多くなるんじゃないかという、こういう危惧も持たざるを得ない面もあるんですね。こういうことを考えますと、ただ大多数は賛成してくれただけからこういうふうな法制化したんだというところでありまして、一部といへどもそういう声があるということについて、農林省はどうか、ちよつとこれをお聞きしたいと思ふんですが。

○政府委員(今村宣夫君) 農業共済団体等の家畜診療施設の設置根拠を今回明らかにすることとをいたしたわけでございますが、これについて一部開業獣医師の間に異論があるということ、私は十分承知をいたしております。

その異論を要約して申し上げますと、一つは、設置根拠を明らかにすることとを契機にいたしまして、農業共済団体等が家畜診療施設の増設を推進していくと、それによつて開業獣医師を圧迫するのではないかと、それが一点かと思ひます。それから第二は、設置根拠を明らかにすることに伴ひまして、農業共済団体等の家畜診療施設の獣医師に対して、人件費国庫負担の道が開かれることになるのではないかと。それから第三点は、いわゆる員外利用の規定は、農業共済団体等の家畜診療施設が非加入家畜の診療を積極的に進めようとするものであつて、開業獣医師の診療対象を侵害することになるのではないかと、要約をいたしますればその三点に相なるかと思ふわけでございます。

これに對しまして農林省といたしましては、今回のこの改正は農業共済団体等の家畜診療施設の設置根拠を明らかにするにすぎないので、その家

畜診療施設の設置をそれによつて推進しようとするものではございません。そういうふうには考えておりません。それから、第二点の農業共済団体等の家畜診療施設の獣医師の人件費について国庫補助をするのではないかと、このことについてでございますが、そういう国庫補助をすることを考えてはおりません。それから、第三点の員外利用の規定でございますが、これはその地域に他の診療施設がない場合でありますとか、あるいは急患が発生しましたような場合等において、農業共済団体等の家畜診療施設に余力がありますときは、節度を持って非加入の家畜についてもこれを利用するということによつて農家の便宜を図ろうとするものでございまして、非加入家畜について、この規定を根拠にして積極的に診療を行おうというふうなことを考えておるわけではございません。したがひまして、機会あるごとにそういう誤解を解くように努めてきたところでございますが、今後ともその努力を続けていきたいと思つておるわけでございます。

家畜共済におきまして、獣医技術に依存する面がきわめて多うございますので、事業実施上、個人の開業獣医師さんでありますとか、あるいは団体の獣医師さんを通じて、獣医師が重要な役割を果たしていることは私たちも十分認識をいたしておるところでございます。農林省としましては、今後とも開業獣医師等からさらに広く理解と協力が得られるように、中央、地方の獣医師会と積極的に接触を図りますと同時に、農業共済団体等に対しまして、開業獣医師と連携を保ちながら、家畜診療施設の適正な運営を図るようきめ細かく指導をいたしまして、無用の摩擦を生ずることのないようにいたしたいと思つておるわけでございます。

なお、農業共済団体の家畜診療施設の設置につきまして開業獣医師との間で調整の必要が生じたような場合には、市町村におきましてはそれぞれ両団体で協議をしまして可能な限り現地で解決をしていただくように指導をしますと同時に、そ

できない場合にありましては、県におきまして共済連合会、県の獣医師会、それから畜産団体等の意見を聞きながら、必要に応じて県に付属機関として置いておられます農業共済保険審査会の審議を経て調整を図る。さらにまた国におきましても、国、日本獣医師会、全国農業共済等調整を図るということ、そこはよく調整を図つて無用の摩擦を起さなばかりでなく、今後とも民間獣医師の方々の積極的な御協力をお願いをしたいと思います。現に、獣医師の九五%は共済の団体の指定獣医師になっておるわけでございまして、現在におきましても、ほとんど大部分の獣医師さんは積極的に御協力をいたしておると思つてございまして、私たちは今後ともそのような関係を一層増進するように努めてまいりたいと思つておる次第でございます。

○藤原房雄君 いまの御説明をございまして、私どもわからないわけじゃないんです。しかし、数的なことやなんかいふお述べになりましたけれども、こういう声のあることも事実なわけでありまして、数の多い少ないではなくして、やっぱこの問題はいま御答弁のありましたように、ひとつ今後とも取り組んでいただきたい。このような懸念を払拭するために運用に当たつては農林省は、共済の家畜診療所は家畜の診療についていたずらに開業獣医師を圧迫してはなりませんし、またいまお話をいたしましたように、都道府県の獣医師会とも十分に協議をして事業を実施する、こういうことについての通達なり、また強力な指導というか、こういうことをしなければならぬんじゃないかと思ひます。

いずれにしましても、こういう問題が起きるといふのはやっぱ競合関係にあるといふことで、とりわけ個々の農村の産業動物にかかわる家畜診療については両者とも経営的に非常に苦しい条件下にある、こういうことだろつと思ひます。共済の家畜診療所とそれから一般の開業獣医師、さらにこれにかかわる畜産農家、こういう三者の立場を十分に考え、そしてまた共存していくような根本

的な対策といひますか、農林省としても一片の通達でこれを終わらせることなく、やっぱトラブルの起る原因は一体どこにあつてどう対処しなければならぬか、法制上そんなことを考えておるとか考えてないかといふことの前に、経営的に苦しい条件下にあつて、そういう中からこういう問題もやっぱ出てくるんだろつと思ひますし、決して小さい問題として考えるんじゃないで、これも各委員から取り上げられた問題でもございまして、くどいようでありまして上げられ点等も検討の上善処してもらいたい、こう思ふんですが、大臣どうでしょう。

○国務大臣(中川一郎君) 十分検討いたしました、善処するように努力したいと思ひます。

○降矢敏雄君 今回の農災法の改正につきまして、おおよそ四年間試験実施をいたしてまいりまして、その上で改正がされております。言いかえますと、四年間、ちよつとこれは大げさでございますが、道なきところに軌道をつけて今日まで来られましたその努力、これは並み大抵ではなかつたというように思ひますので、まず敬意を表します。

さらに、中川大臣もたびたび言われておられますように、この本格実施がちよつといま水田利用再編対策の大転換、大事業のさなかにこの改正が行われるといふことは、これは農家の生産意欲の面から見ましても大変意義のあることとございまして。さらに、同時に私は、畑作物の振興上この共済の改正が将来に大きな一ページを開くものであるといふ意味で特に今後に期待をもちますし、この意義を高く評価をまず申し上げたい、こう思ひます。

で、評価を申し上げるわけでありましてすけれども、私の理解で、まずこれが畑作物振興の一ページであるといふ意味からいいますと、これは将来に大きな期待があるわけでございます。そういう一つの期待、それから特に試験実施でやっております際にいろいろの問題がございました。で、本

実施に入りますにその問題がどう解決されていくのか、内部に入りますといふいろいろな問題がまだなしといたしません。そういう意味で、以下八項目ほどにつきまして、期待を込めてひとつ御質問を申し上げたいと思います。

私は、まず第一に、足切りの問題をひとつこの際明確にいたしていただきたい、こういうふうに考えております。これはもう言わずもがなでございますけれども、共済目的を十分に達成をするためには、災害によって生じた損害を完全に補てんをすることが理想でなければなりません。これは言わずもがなであります。ところが、共済制度が発足以来、どうも農家の間に完全補償運動というような運動が起こってまいりまして、今日なお根強い底流としてこれはございまして、これは農林省でも御承知のとおりであります。ところが、いろいろありますけれども、この完全補償運動の大きな柱として、これは足切りがあるわけであります。たとえば、二割の損害があつたけれども二割の足切りですからももらえなかつた、どうも掛金が損をしたんではないか、これはもう足切りと掛金とは、先ほども御答弁ございしましたように、関連性はむろんございすけれども、掛けてゐる以上は損害に対しては何ほかの保険金を得たいといふのはこれは人情でございす。まあ農家の方からいいますと、どうしてもこの足切りの制度、足切りがあることについて理解ができない。理解ができせんから、これに対して不満が出てくる。ですから、私はこの際、この足切りはなぜならなければならないのか、足切りがなければならない理由につきまして、これはまず局長からひとつ端的に御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 足切り割合と引受割合とは表裏一体でございますから、これは密接不可分のものがございますが、それにつきましてゼロにすることはできないのかというお話でございますが、足切り割合、一つは農家の自家保険能力という問題があると思ひます。

【理事山内一郎君退席、委員長着席】
やはり災害が起きたときにはその金額ということではなくて、農家は農家としてある一定の災害には耐え得るという状態にあるということが望ましいわけでございまして、それからもう一つは、一〇〇％ということになりますと、やっぱり道徳的危険という問題は避けられない問題でございまして、まあ農家の方はそういうことを心配する必要はない、こういうことであれば別でございまして、やはり保険ということから考えますと、道徳的危険といふことはどうしても考えなさいいけない。それからもう一つ、第三番目は、損害評価事務の効率性という問題でございまして、そういう三点から考えてみまして、足切り割合をゼロにすることは私はむずかしいといふふうに考えているわけでございまして。

○降矢敬雄君 いま局長から御答弁いただきました。これを大臣から、ひとつ政策的な意味も含めまして御見解をいただきたいと思ひます。いま局長から、三つに分けて御答弁がございしました。私もこれはわからないわけではありせんし、私は、一〇〇％補てんをするという意味合いで運動がありますけれども、私自身一〇〇％すべきであるといふふうには考えておりません。特に道徳的といふ面がございしたけれども、私はこの面を大変重要に思ひます。局長の御答弁を私は否定をするわけではありせんけれども、実は現実に足切りに差がございまして、一割ないし三割の足切りに差異がございまして、これはいろいろの条件があるわけでしょう。この点もなかなか農家にわかりませんから、実は組合側の方から見ますと、どうも逆に農家が災害のいわゆる減収率、収穫量についてもなかなか明確なものとして認められない。それから減収率についても、なかなか農家の言う減収率、それから組合などの言う減収率がどこまで信用がしもらえるのかというふうな面で、信用されてないのではないかと、不信感を逆にする。

です。ですから、こう言つて言い過ぎになるかもしれませんが、

ませんけれども、ある面ではこの足切りの部分に逆に農家や組合側が幽霊足をつけて、何とかこの足切りを現実には埋めていこうといふふうな、そういう逆不信行為の可能性、これがどうもなしとしない。せっかくのいい共済制度が、この足切りによってお互いに不信感を助長をし、さらにはこの共済制度の本質に触れるような不道徳な状態さえも醸すような可能性、危険というものを私は残念ながら感じておるわけであります。

そこで現に、先ほど申し上げましたように、農作物共済等、いわゆる一筆単位収量建て制、半相殺農家単位、全相殺農家単位、それぞれ足切りに差がございまして、それから、今回の六品目の農作物につきましても差がございまして、言いかえれば、差がつくり得るわけでありまして、ですから、これはそういう申し上げましたような心配を大変私は共済のために心配をいたしておるわけでありまして、これは大臣、ひとつ足切りは極力、いわゆる大臣も言われますように、保険設計に乗り得るもの、またこれは努力をすれば乗るわけでありまして、私は今回これも高く評価をいたしておるわけでありまして、小豆、インゲン等、大変むずかしかったであろうし、またこれはむずかしいだろうと思つておりますが、これをみごとに乗つておるわけでありまして、そうすると、乗せようという意欲があればこれは乗つかるわけですね。ですから、同じようにひとつこの足切りにつきましても、今後農家の逆不信行為等の余地のないところまでそういうことを実現していくために、ひとつこれは政策的にも足切りを逐次合理的に、しかも簡潔にこれは縮小をしていくというやっぱり努力がなされるべきであらうと考えますが、この点大臣のひとつ御見解をちょうだいいたして、期待を待つてお願ひをしておきます。

○國務大臣(中川一郎君) 足切りがない方が、一番農家にとってはいいわけですね。というのは、少々被害があつても全部埋めてもらえる、こういうことですから望ましいことではあるには違ひありませんが、それだけまた支払い金額が多くなるだ

け掛金が、もちろん国もある程度見ますけれども、やはりその分は農家が持たなきゃいかぬといふことになる。その負担をしながらもそういうところまで見た方が農家のためになるのかどうかという問題が一つ。それからもう一つは、いま局長が話しましたように、毎年毎年一割とか五割の減収があつたからといって、それに保険金を払つておつたのでは保険事務というものが非常に大きくなる、これを一体どうするのかという問題。それから、さあ五割の減収があつた、ないといふことで、その辺のところをどうくちを立てるようになったらこれはなかなか整理がつかないといふことで、やはり根つこの八割ぐらゐはめんどうを見るというくらいのもので、あとの二割ぐらゐのところはみずからの経営の努力なりあるいは節約なりで危険負担をしていく。

これが八割がいいのか、七割がいいのか、逆に言えば、二割がいいのか、三割の足切りがいいのか、あるいは一割までした方がいいのか、五割までした方がいいのか、その線の引き方はいろいろあるうとは思ひますが、足切りをなくせという論は、ちよつとこの制度仕組みから言つて無理があるのではないかとこの感じがいたしますが、実際問題として農家の皆さんにこの足切りについていろいろと御意見のあるところをございまして、十分検討はしてみたいと思ひます。それから、そういう問題があつてなかなか踏み切れないところである。なるべくこれは幅が小さい方がいいが、幅を小さくすればするだけ非常に膨大な保険金に、全国的になりますと大きなものになりますから、それだけにまた負担金も大きくなる。よく御説明すれば、農家の皆さんも御納得いただけるのではないかなあと、こういう感じもいたしますが、十分勉強してみます。

○降矢敬雄君 この足切りに、たびたび申し上げますとおり、一割から三割までの幅があるわけですね。私は全部この足切りをなくしてしまふと、こういうふうな主張をして申し上げてゐるわけではございません。極力合理性を求めて、足切

りの歩合というものは、若干料率が上がりましてもこれは保険金の支払いの機会を与える方が、特に私は果樹共済等につきましても加率を上げ得る。加率率が上がらなければ意味がございせんので、そういう意味で申し上げておるわけでありまして、大臣も御答弁ございましては、御検討をひかつくこれらの合理化につきましては、御検討をひかつくよういいたしたいと思います。

実は、きのうから、大臣がおいでになる時間がちよつと私の質問時間中に少ないというようなことでございまして、大臣の御意見を伺うのを先に持つてきて、どうもまちまちでございまして、幸い政務次官がおいででございまして、これは変えずにそのまま、順序がちよつと私の方の質問からいきますと飛び飛びになつて恐縮であります。お願ひをいたしたいと思います。

実は、サトウキビにつきまして、これは試験実施中、特にサトウキビの畑のあり方とか、被害の実態とかいう面から見まして、どうも農家単位方式では困るという強い要望があつたように記憶をいたしておりますけれども、これは今回の本格実施では局長どのように改善をされるおつもりでございませうか。

○政府委員(今村宣夫君) サトウキビにつきましては、当分の間一筆方式を導入いたしまして、その特別な対応を図ることにいたしておるわけでございませう。一筆全損方式でございませう。

○降矢敬雄君 大変これは現地は喜ばれるであらうと、こういうふうに思ひます。

で、私は、これに関連をいたしまして、先ほど藤原委員からも質問がございましたが、果樹共済についてでございますが、かつて果樹共済にも一筆方式を入れることによつて加率は上がると、こういうふうな意味合いで御質問を申し上げたわけでありますけれども、きょう局長の御答弁の中で感じますことは、もう赤字と加率とは——これは果樹共済は赤字を出しておるわけでありまして、赤字と加率とはこれはもう不可分の問題でございませう。しかもその八項目の農家の意識、要

望をまとめておられます。私はその以外に、災害のあり方についてやっぱり違いを十分ひとつ加味をしてほしいと、こう思うわけであります。たとえば北海道が雪に全部覆われるというふうな被害、それから南の九州等の台風等の被害、ところが私ども山梨県並びに中部地方ではそういうような災害は比較的少のうございまして、突風とかひょう害、これには昔から風道というのがある状態の被害が比較的多い。農家単位方式でいいますと、大変薄められる。保険金の支払われる機会が大変少なくなる。ですから、ある程度掛金は上がつても、やはり保険金の支払いの機会が多い方がより効果的であることについては間違ひがありません。

したがって、これは局長からいろいろ御答弁いただいておりますから、これは政務次官ひとつサトウキビと同じように、やっぱり果樹共済も今後加率を私ども現地で一生懸命理解を深める努力をいたしましたが、どうしても一番多いのが農家単位方式、これは農林省は農家単位方式の方がいいんだと、足切り割合も少なくないんだと、こう言われますけれども、やはり災害の地域地域のあり方を実施を十分把握をされて、この一筆単位方式も併用をしていけることが、これはもうある面では果樹共済の赤字を埋め、果樹共済の加率を上げていく大きな一つの要素になるというふうに私は疑われないわけであります。ひとつ政務次官から、ぜひこの点につきまして御意見をちょうだいをお願いいたします。

○政府委員(初村清一郎君) 果樹共済のてん補方式の単位というのは、試験実施の場合に農家単位方式によつて実行してきたわけなんです。これをまあ今回本格実施にする場合に、果樹は永年作物というふうな特性から、被害が相当に著しい場合であつても一筆全損になるというふうな事例がほとんど見られなかったというのが実情のようでありませう。しかしながら、いま先生おっしゃるとおり、それであつてもまあ考へるべきではない

かというふうなことでありますので、最近の被害状況から見ると、相当な年数の間にひょう害等によつて一筆全損の被害を受けている事例も見られないわけでもないわけなんです、このような実態を十分に調査いたしまして、一筆全損の特例補償の必要性について、政府としては慎重に検討いたしたいということで御了承願ひたいと思ひます。

○降矢敬雄君 政務次官のお気持ちは慎重ということでございますが、慎重過ぎませんように、これは現実にあるわけでございまして、ひとつ御検討をいただけるといふことで理解をさせていただきますかと思ひます。

実は、これも大臣がおいでになる間にも思ひまして、後のものを先に持つてきて、これもちよつと唐突になるようございませうが、これは政務次官ひとつ、私は今回の改正が畑作物のいわゆる生産を上げていくために大きな一ページになるというふうに理解をいたしておるわけでございませう。言いかえまして、特にこれは後刻また御質問申し上げるわけでございませうが、これは試験実施中に畑作物で三割、園芸施設で一割、大変な努力を要するのじやないかと思ひますが、これまで乗けてきていただいております。言いかえまして、この改正によつて、いわゆる全畑作物に向かつて災害補償の門戸が開かれた、こういうふうに理解をいたしておるわけであります。これは間違ひがないかどうか。同時に、保険設計に必要な、特に政策的なものから逐次ということになりまして、今後畑作物についても災害補償の網をかぶせていく、こういうのに強く期待を持っております。

○政府委員(初村清一郎君) この農業災害補償制度というものがつくられてから、対象範囲を拡大するとともに、補償内容等についても充実してきたと、そして農業経営の安定のために非常に貢献してきたことは、これは事実なんです。ね。したがって、最近においても七十七国会において、補償内容の充実等の観点から、米に限ら

いで広く制度全般にわたる大幅な改正を行ったところでありませう。さらにまた、今回は畑作振興の重要性等にかんがみまして、畑作共済及び園芸施設共済の本格実施のための改正を行うこととしたわけであります。

農業災害補償制度は、災害対策として農政における重要な柱であることは今後とも変わらないわけでありませう。したがって、この的確な運用に努めることはむろん政府としても考えていかなければならない、さらにまた、事業実績等を踏まへつつ、農業事情の変化に対応して制度の一層の拡充強化を図っていくと、そういう考えであります。

さらにまた、先生いまおっしゃるようないろいろな対象作物の政令追加指定ですね、これも必要かつ準備の整つたものから順次実施していきたいという考えであります。

○降矢敬雄君 これも、大臣がおいでになるところで思つて早くかつちやつて、どうもちよつと私もやりにくいわけでございませうけれども、共済掛金の国庫負担でございませうが、これは試験実施中に畑作物で三割、園芸施設で一割、大変な努力を要するのじやないかと思ひますが、これまで乗けてきていただいております。言いかえまして、この改正によつて、いわゆる全畑作物に向かつて災害補償の門戸が開かれた、こういうふうに理解をいたしておるわけであります。これは間違ひがないかどうか。同時に、保険設計に必要な、特に政策的なものから逐次ということになりまして、今後畑作物についても災害補償の網をかぶせていく、こういうのに強く期待を持っております。

○政府委員(初村清一郎君) 先生がおっしゃるとおり、試験実施のときには畑作物共済について

は三割、園芸施設共済については一割ということでありましたけれども、今回は本実施をするに当たりまして、いまおっしゃられたとおり、畑作物については六割、園芸については五割という国庫負担をやつたのでございませうけれども、その考え方はどうかと、畑作物とそれから園芸と一緒にすべきではなからうかというようにございませうが、畑作物共済は農作物共済と最も似ておるわけですね。したがって、その仕組みも農作物共済に準拠したものとしておるもので、共済掛金の国庫負担割合についても、農作物共済との均衡を図ることが適當であるというふうに考えておるわけなんです。

それから、畑作物は一般に果樹に比して収益性が低い。したがって、農家の掛金負担も弱いの、共済掛金の国庫負担割合は果樹の共済の五〇%を超えるものでなければならぬという考え方をとっておるわけでありませう。

それから、食糧の総合的自給力の強化の観点から、畑作物振興はわが国の農政上の重要な課題であるが、そのためには畑作物農家の経営の安定を図ることは不可欠なものであります。したがって、水陸稲並みの内容を持つ共済制度の確立の要望が強いわけでありませう。こういうものを考えて、共済掛金の国庫負担割合を畑作物の場合には六割にした。一方、園芸の方はどうかと言つと、園芸施設の共済は資産共済であることと、施設内の耕作物を対象とする点で収穫共済に類似する側面も持つてゐるので、資産共済及び収穫共済の双方を内容とする果樹共済の類似性が強いので、共済掛金の国庫負担についても果樹共済との均衡を図ることが必要ではなからうか。

それから、施設園芸は労働集約でかつ資本投下額の大きい経営であるために、労働力及び資金の面から制約があるので、経営全体としては他の作物に比して特に掛金負担が強いとは見られない。施設園芸は、野菜の安定的供給において国民の生活に欠くことのできない地位を占めるに至つており、畑作物振興の一環としてその振興が必要である

というようになことを考えて、共済掛金の国庫負担を五割としたというように考え方でありまして、将来これを一緒にすべきではなからうかといううな意見もありますので、検討をする必要がありはしないかと、こういうふうに考えたわけなんです。ございませう。

○降矢敬雄君 政務次官にひとつお願いをいたしたいと思つておるわけですが、この園芸施設の国庫助成対象共済金額につきまして、試験実施では一千万円とふやしていただいた。前の質問に対する局長のお答えでは、これでは施設の大規模化、さらには資材の高騰等の理由によつて不十分であるので、ある程度のかさ上げをいたしたいというふうな御答弁でございまして、明確な数字は言われておりません。私は、これが局長には妥当な額まで引き上げる用意があると、こういうふうな話、妥当な額というのはいくほどの程度なのか、これはいろいろ見方にもよりますが、どうも二千万円程度では妥当な額だとは私は思いません。相当大規模化しておりますと同時に、大変改良を加へまして、大変精巧なハウスをつくるようなふうになつてきております。したがって、私はこの妥当な線というふうに言いますと、どうしても五千万円ぐらいの対象価格にはならうと、その辺まではやっぱり対象として救つていかなければならぬまいというふうに端的に思つておるわけでありませう。

これは農林省がそう思つても、大蔵省あたりのやはり合意とか説得が必要であらうかと思つて、これはひとつ特に園芸施設の盛んな地域、地方におきましては五千万程度の対象金額に強い期待を抱いておるわけでありませう、これは農家の期待という意味でお受けとめをいただきまして、ひとつつせつと努力をしていただきたいと、こう私はお願いを持つておるわけですが、政務次官の御所見をちやうどいいたしたいと思つておる。

○政府委員(初村達一郎君) 先ほど藤原さんの質問に局長が答えておつたようでありませうが、いま先生おっしゃるとおりに、二千万程度ではなかなか不満足だと、それでもせつとく機会であるか

ら十分検討してもらいたいといううな意味であります。やはり私も、なるだけ農民の方々が喜ばれるような政策をするのが一番妥当であるというふうな考えです。したがって、大蔵当局等のこともこれあり、よく内部で検討して、できるだけ高く上げられるように検討してみたいと思つておる。

○降矢敬雄君 初村政務次官の御決意は大変ありがたうございませう。せつとく御努力を期待を申し上げておきます。

次に、ちよつとこれは悪口になるようで大変恐縮であります。足切りと同じように、農家の大変どうもわかりにくいものに頭切りというやつがございませう。頭切りというのは言つていろいろかかわかりませうけれども、頭切りと農家では言うわけでありませう。特に例をとりますと、今回の園芸施設共済につきまして、建築費からいへば減価償却をいたしまして、現有価額をこれは共済価額といたしておる。比較的これは再保険側、いわゆる国側から見まして、これは税金等でもこういう措置をとつておるわけでありませうから、きわめて客観性の高いものであるというふうに言わざるを得ません。ところが、これは農家の選択に任じているといへども四〇%から八〇%、いわゆる最高八〇%、二〇%の頭切りがあるわけでありませう。農家側から見ると、どうもこの頭切りも、足を切られて頭を切られるというふうなことで理解がしにくいわけなんです。

私は、これも足切りと同様に一〇〇%でいいかどうかということにつきましては、まあこれは足切りの場合にちよつと誤解を受けましたから申し上げませう、一〇〇%で決まっていというふうには私は認めておるわけではありませうけれども、八〇%が正しいのか九〇%が正しいのか、いずれが妥当なのかというところ、これはいろいろ議論の分かれるところとございませう。したがって、私はこの頭切りも足切りと同様やはり農家に不満を与えないよう、先ほど政務次官は農家の理解のあるところと妥当であるというふうなきわめて御理解のある

御答弁をいただいたわけでありませうけれども、この八〇%が妥当なのか、九〇%が妥当なのか、なかなかわからぬに決まらぬと思つておるわけでありませう。八〇%が正しいとは思へないわけでありませうが、局長からひとつこれらの頭切りに対するこの問題、それから将来これらはどういうふうにしていくべきであるかといううな面につきまして、ひとつ御見解をちやうどいいたしたいと思つておる。

○政府委員(今村宣夫君) 園芸施設共済の付保割合を最高八割にいたしまして、先生のおっしゃる通りに頭切りということなんです。これをなぜやるのかということもございませうが、一般的にいふと、超過保険を避ける必要が一つはあるといふこと、それから損害の一部を加入者が負担していただいて道徳的危険を防止する必要があるのではないかと、それから共済掛金の五割を国庫負担いたすわけですから、ある程度は農家も自分で保険をする機能を持つてゐる必要があるのではないかと、それから、それから資産共済であります。家畜共済であります。それから、樹体共済の付保割合の最高八割であるといふようなことで、そういうことを総合勘案いたしまして付保割合の最高八割といたしておるわけでありませう。

この八割をどの程度引き上げるかということ、は、なかなか家畜共済等との関連もございましてむづかしい問題でございませうけれども、これは私たちは今後の検討課題といたしまして検討してまいりたいというふうに思つておる。

○降矢敬雄君 これは重要な検討課題ではないかと、こういうふうに思ひませう。

もう一回繰り返しますけれども、いわゆる足切りの農家が理解のできるようないゆる妥当な線といふものは、これは一〇%が正しいのか、三〇%が正しいのかというところは、明確にこれはなかなか出てこないと思つておる。この頭切りも頭切りなんて言わせないで、付保割合であるといふうに素直に理解のできるような線といふも

のは、これはやっぱり保険制度の論理の中で大変私には問題のあるところであって、十分追及、突き詰めて、極力農家サイドの——どっちに片寄るかといったらやっぱりこれは農家サイド、生産サイドに片寄る方が妥当だと思われかけておりますけれども、局長言われますように、ひとつこの足切りも頭切りもあえて申し上げたわけですが、足切りとか頭切りとかという言われないうちの言われないうちの方で、十分大きな課題として御検討をぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、これはついでと言っちゃ悪いんですけども、今回の制度にこの種切りが出てきたわけでありまして、これも私にもちょっとどうも理解ができかねるわけでありまして、「畑作物共済の共済責任期間」は「発芽期から収穫」までということでありまして、種がございませぬ。これは私が、どうも種切りじゃないかということ自分でつくった言葉であります。やっぱり種を蒔いて発芽をしなかつた、あちこちばつばつ出たけれども、まあ農家にはそんなことはございませぬけれども、やっぱり発芽してからで、土の中にあるもの、たとえばこれは豪雨等で流されるというように種が切られるということにつきましては、これは農家にとつてどうも理解がでないわけでありまして、ただ、ここでこそは、私にはわからないんですが、「発芽期」の「期」という言葉でございまして、これをどのように理解を、ちょっと幅がある、「発芽」ではなく「発芽期」ということになっておりますので、あわせてこの「期」というのはどのように解釈すればよろしゅうございませぬか、お伺いをいたします。

「共済責任期間」は、発芽期(移植をする場合)にあっては、移植期から収穫をするに至るまでの期間」ということになっておるわけでございます。この点は農作物の場合と同様の考え方をとつておるわけでございます。

「発芽期」といいますのは、その地方におきまして、通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る通常の播種期間において播種されたものが、通常発芽する時期ということでございます。共済対象作物が栽培されていかどうかを確認することが一般に容易であると、これに對しまして播種期を共済責任期間の始期といたしますと、災害によりまして播種が不可能となつた耕地が生じたような場合に、果たして当該耕地において共済対象作物が栽培されていかどうかを確認することが一般的に困難でございまして、これをとることは私には適當ではないのではないかと思つております。

なお、現実に発芽をしないでしても、「発芽期」に入つておれば共済責任は生じておるわけでございます。適期に播種した種が「発芽期」において共済事故によつて発芽しなかつた、こういう場合には損害補てんの対象となるわけでございます。したがって、共済責任期間の始期をめぐりまして現実に問題が起ることは私はまずないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○降矢敬雄君 重ねてお伺いしますが、そうしますと、播種期に芽が出ておらなくても、現実に種があるということが現認をされれば、これは「発芽期」の「期」に入ると、こういうふうに理解してよろしゅうございませぬか。

○政府委員(今村宣夫君) お話のとおりでございます。

○降矢敬雄君 これもまた恐縮でございますが、どうもここにも一つの不信感が内在をいたしておるようでございます。大まかには、共済制度ではそういう不信感はなく、やっぱり種からというふうにしてもいいのではないかと。もし播種をしない

で、再保険側が持つてゐるような不信感が現実に行われたことになりまして、これは詐欺事件に相なります。これは別の方向で取り締まるべきものであつて、共済事業、制度からいいますと、加入者も絶対の信頼を置いて、そしてよりよくしていくということが共済の精神に大変これはそぐうものであるし、先ほどの足切りをいたしましても、今回の種切りをいたしましても、どうも不信感が出てくることは共済制度に多く傷をつけるし、また不当に農家に対する不信感を増すものであるというふうに考えますけれども、これは局長、御見解を伺わしていただきたいと思つておるわけ

○政府委員(今村宣夫君) 先ほどもお話がございましたように、播種をいたしたけれども発芽をしなかつたというものは、これは対象になるわけでございます。そういう意味合ひでは、種なしではないのでございまして、種をまきましたが発芽をしなかつたというものは、これは対象に相なるわけでございます。しかし、その播種期に播種ができなかつたということ対象にするということになりますと、実務的に一休種をまいたのかまかないのかとか、いろいろ問題が出てまいりますので、農作物の場合にもやはりその播種をしたけれども発芽をしなかつたということをとらえまして、共済事故にいたしていただくわけ

○降矢敬雄君 大変微妙な問題もございまして、どうかこれは運営の中で十分御指導をいただきたいと思つて

次に、これも私は高く評価をいたしておるものでございますが、内容農作物と園芸施設の関連につきましてお伺いをいたしたいわけでありまして、一つは、試験実施中に、内容農作物は施設事故に伴うものに限るといたしてまいりまして、大変それぞれ試験実施をする現地においても問題があつたわけでありまして、元来、施設と内容農作物とは、言わずもがな、これは独立をいたしておる

ものでございますから、大変これは矛盾がございまして、けれども、これらの矛盾を本格実施では克服をいたしておるようでございます。ただ、この施設事故に伴うものというところにつきましては、やっぱり保険設計に乗つてくるいろいろな問題で、当初申し上げましたように、道なきところにレールを敷いていくわけでありまして、大変な御苦心があつたろうと思つていただくと、これらを克服をされて本格実施に入られるということにつきましては、高く評価をいたしております。御努力に感謝をいたしております。

また、施設共済につきまして、一部損害で共済金を支払つた場合に、やっぱりそれを差し引いた残額が共済金額というふうにいたしてございまして、これも要望を受けて全額主義にされておられるようでありまして、これにつきましても、御努力につきまして高く評価をいたします。

実は、その中で、内容農作物の付保割合であります。これが施設共済額の二五%と、これも押さえられてきております。前段でも私は評価を申し上げましたと同様に、これは大きな矛盾を含んでおります。これは言わずもがなでございまして、けれども、たとえば同一の内容農作物でありましても、園芸施設のいわゆる構築物建築費等の比較的高額なもの、比較的低額なものによつて内容農作物はずつと違つてまいります。これはやっぱり共済制度に乗つていただく以上、いろいろ苦しい問題がありましようとも、農家についてはやっぱりこれは甘んじがたい。矛盾がこれは不満に変わつてまいります。これはどうしても改善をされなければならぬと思つていただくと、これはいかがでございますでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 御指摘のように、試験実施におきます施設内の農作物の共済額の設定におきましては、特定園芸施設の共済額に一律二五%を乗じて定めておつたわけでございますが、本格実施の場合におきましては、施設内農作物の補償の充実とその共済額をより適正に設定すること、私たちは施設内農作物の共済

価額の設定は、農林大臣が定めます。園芸施設共済の共済価額設定準則におきまして、組合等が引き受けようとする特定園芸施設の共済責任開始時におきまして再建築価額、それから当該施設の価額に付加する施設内農作物の算定率を乗じて算定する。この方法をとっておるわけでございます。

施設内農作物の価額につきましては、当該施設園芸組合の、というものは、たとえばガラス室ならガラス室一棟ごとの平均的な再建築価額と、それからその施設内に栽培されております農作物の平均的な生産費をとりまして、それを見てみますと、要するに側の価額と中につくられておる農作物の生産費というものの間には相関関係がございますので、この両者の相関からその割合を定めるといふことを考えておるわけでございます。

したがって、特定施設の平均的な再建築価額が決まれば、それから生産費をベースにします。その一定の率が決まりますならば、それによりまして施設内農作物の平均的な生産費をカバーするものとしての共済価額を決めるように、割り切りをいたしたわけでございます。

○降矢敏雄君 そうすると、二五%にはこだわらないということでございますか。

○政府委員(今村宣夫君) 従来のような二五%一律というふうな考え方はございませんで、中身の生産費と外側の相関関係を求めておりますから、たとえばガラス室につくられるものは作物とガラス室との比率、それからビニールならビニールでございまして、ビニールの中につくられる主な作物とそのビニールの比率というふうにしたしておりますから、大体その外側の価額と内側の生産費との相関で決めるということになりますから、一律二五%ということではございません。

○降矢敏雄君 御答弁のその園芸施設と内容農作物との相関性というものは、言われますと、内容分と、いいものについてはいいハウスをつくるというふうな意味合いで関連性がないというふうな断定はできませんけれども、どうも必然性が余りないようなふうに思いますけれども、二五%には

こだわらずに内容農作物の生産費というものに重きを置いて算定をされるということであるならば、私は理解をいたすわけであります。さらに御検討をいただきたいと思ひます。

次に、掛金率の区分割合につきまして、これはいささか疑問がございしますので御質問を申し上げます。これは当然この法律にもございまして、うちに、料率は被害率を基礎とし、いわゆるリスクの度合いによつてこれを基礎としてつくられております。ところが、昭和四十八年の二月八日付の告示の料率は、これは三区分にされまして、北から南へ一律に並べて三区分にこれは分断をされております。これは、的確に危険度というものが反映をされておるかどうかについて、若干疑問があるわけでありまして、これは試験実施ですから、ある程度のあれはやむを得ないと言へばそれまででありますけれども、本格実施につきましてはこれは許されません。特に三区分に分けられますと、大震災の様の違う県も入つてまいります。そうすると、ボーダーラインの県が出てまいります。どうもこれは料率で損をしているんじゃないかという実感が出てまいります。

したがって、この不満を是正するというだけでしたらば、これは全国一律案が最もそういう面ではその不満は解消できる。これも一案であると思ひます。たとえば保険などはこれは全国におむね一律でありますから、リスクによつて一律に掛け算率でやつてまいりますから一律でありまして、けれども、地域の実態を的確に反映をするという意味からいいますと、もう一県一区分あたりが最もそれに近づく。これは、われわれ素人が考えましても二案ぐらいあるわけで、どうも三区分ではいささか大まかに過ぎると思ひますけれども、本格実施ではどのようにこれは改善されますか、そのままでいかれますか、いかがでございますか。

○政府委員(今村宣夫君) 園芸施設共済の共済掛金標準率に甲及び乙がございしますが、これを園芸施設の施設区分ごとに一つの大数の法則を利用し

得るような危険集団の構成でありますとか、掛金負担の公平化でありますとか、掛金率水準の安定でありますとか、事業運営の効率化というふうなそういう諸点を考慮しまして、原則として都道府県の区域、またはその区域を分けた地域ごとに、その地域の実態を反映させてきめ細かく算定したいと考えております。

具体的に申しますと、組合等の区域または組合等単位では引受見込み棟数が少なくて十分な危険分散が図れないような場合には、被害発生態様が似ております組合等の地域をグループ化をいたしまして、その引受見込み棟数が一定の規模以上となるような地域ごとにその地域の被害率を基礎として掛金率を算定したいと思つております。

ただ、試験実施前に行った委託調査は八県におきまして、また、試験実施は三十県においてしか実施されてないものですから、このような被害率に関する資料の整備状況から見まして、料率算定の単位となる地域は、当面でございしますが、当面、被害発生態様の類似する都道府県の区域を集めた範囲とせざるを得ないという状況にございします。しかし、この場合におきましても、試験実施の被害率の実績を新たに加味いたしまして料率を算定することはもちろんでございますが、施設区分につきましては、試験実施の五区分よりさらに細かくいたしますと同時に、地域区分につきましても試験実施の全国三区分よりさらに細分して設定をいたしまして、地域の実態を十分反映した料率になるように考えていきたい、かように思つておる次第でございします。

○降矢敏雄君 私は、あえて全国一律案まで出したわけでありますが、逆になるべく地域の実態が反映できるように、三区分よりもさらに分類をされていくという方向でありますから、これも大変むずかしい問題を含んでおりますけれども、ひとつなるべく、せつかくやらなければならぬのでございしますから、より地域の実態が反映できます方向で御検討をちょうだいをお願いしたいと思ひます。

私は、またここでひとつ、これも高く評価をいたして御努力に感謝をいたしたいわけであります。これは事業の責任分担についてでございます。試験実施中のいわゆる連合会が五〇%を超える分については三〇%、再保険側が七〇%というので、いろいろ計算してみますと、これではどうも連合会が立ち行かないと各県の連合会も大変困つたわけだったんですが、今回の改正でこれが五%と、再保険が九五%にこれは改正をされました。なお、その上に、異常事故の場合の全額国の責任とする改正は、これは大英断でありまして、これで各県連、連合会もほっとしておるのではないかと思います。心から敬意を表しますし、また高く評価をいたし、御努力に感謝をいたします。

ただ、先ほども御質問がございましたように、この通常事故と異常事故との、特に先ほどの料率区分ではございませぬけれども、どの程度から異常事故にしていくかというところにつきましては、局長明確に御答弁がございせんませんでした。これもなかなかむずかしい問題ではあるかと思ひます。ただこれは政令できつと決められる時期があるわけでありまして、運営上ある程度幅を持たしておいた方がよいというふうな観念がある、これは逆に政治的な問題を醸すと思ひます。そんなことはなからうと思ひますけれども、私はこれは明確に線を——たとえば地震の場合は震度五以上とか震度六以上とかというふうな明確に決めますか、決めませんか、その点だけひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) これは明確に決めませんと、責任分担がややふやかなりますから、明確に決めたいと思つております。

○降矢敏雄君 そうすべきであらうと思ひます。それからもう一点、畑作物共済の単位当たり共済金額の決め方でございしますが、これは先ほどの御答弁にも、特にバレイショが種子用あり加工用あり生食用ありというふうなことでございまして細分される、こういうふうな言つておられますが

れども、特に私は行政価格のあるもの、特に大豆につぎましては、五十二年度で生産奨励金が基準価格に組み入れられております。したがって、これは当然行政価格のあるものととれるというふうに思いますが、この点が一点。

それから、特にてん菜、サトウキビ等最低価格と奨励金を入れた農家手取りとございまして、今日約二千円余の差がございまして、当然これは農家手取りをとらえていることになろうと思っておりますけれども、この点の考え方を聞かせを願いたいと思っております。

○政府委員(今村宣夫君) 確かに先生おっしゃいますように、畑作物につぎましてはいろいろ奨励金等がございまして、この単位当たり共済金額をどう決めるかというのは非常に重要な問題でございまして。私たちといたしましては、農家の手取り価格というのを重点に置いて考えておるわけでございまして、なおいろいろ検討すべきことがございまして、単位当たり共済金額の最高額は、農家の手取り価格をも勘案して定めるように配慮する必要があると思っておりますので、御指摘の線に沿って努力をいたしたいと思っております。

○降矢敏雄君 これは明確ですから、ちよつと齒切れが悪いような気がいたしますけれども、

時間がなくなりましたから最後になります、特に私は先ほどから申し上げましたように、小豆とインゲンをお互いのこの保険設計にあえて私は乗っけていたのだというように理解をいたしますが、大変これは意義のあることでございまして。ただ、問題は、この小豆、インゲンの価格のとり方でございまして、これは大変むずかしいかろうと思ひますし、相場に左右される面も多々これはございまして。ただ、これは相場に左右されてもいいわけでありまして、場合によつて生産費が五万円かかるのに相場から見ると二万円だったというように、これは当然生まれてまいります。したがって、この相場と生産費の関連において、小豆とインゲンはどのようにひとつ決め

ていかれますか、大変これはむずかしいかと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 小豆、インゲンなどのような自由価格の農産物の価格につぎましては、御指摘のように需給事情の変化に伴つて変動をいたしますので、年々の変動はかなり大きいものがございます。農家の作付が価格変動に対応して調整されますために、ある程度の期間をとれば平均的な平均値はほぼ安定的な数値なり傾向を示すという、まあ需給事情による価格の変動と、それにより農家の作付対応ということの両方考えてみますと、ある一定の期間をとれば、ほぼ安定的な数値なり傾向を示しておるのではないかと、いうふうに思っております。また、これらの作物の粗収益に對します生産費の割合について見てみますと、これもある程度の期間をとりますと、いけません、ある程度の期間をとれば、その平均値は同様にほぼ安定的な数値を示しておるのではないかと、いうふうに思われます。

そこで、畑作物共済等の収穫共済におきまして、全損の場合には生産費を補てんすることを、用途として損害補てん水準を定めるつもりでおりますが、先ほど申し上げましたような価格あるいは生産比率の実態に照らして、特に基準価格を定めることなく、過去の実勢価格の平均値を用いることによりまして適切な損害補てん補が可能でございまして、本格実施におきまして、ある程度の期間の平均値を求める方法によりまして単位当たり共済金額を定めることにいたしたいと、かように考えておる次第でございまして。

○降矢敏雄君 ぜひ生産費を下回らせませんやうな配慮も十分ひとつ加味していただきまして、価格の決定をしていただきたいことを要望いたしておきます。

最後に、私は要望を申し上げたいと思ひますが、申し上げましたように、小豆、インゲン等むずかしい農作物を共済に、これは保険設計にあえて乗っけていただきました。大変感謝をいたしております。これができるといふことになりま

と、当然全畑作物につぎましてこれは共済制度に乗っかり得るというふうに私は理解をいたします。これが農作物振興の大きな一ページになりますように、せつかく全農作物につぎまして、ひとつなるべく早い時期に共済制度に乗つかうやうな拡充をこれは政務次官にも特に要望をいたしておきます。

さらにまたもう一点は、サトウキビに一筆全損方式を併用をされておられます。大変時宜を得ていることであると思ひます。同じように、果樹共済の加入率を上げて赤字をなくすために、ひとつ果樹共済にも災害の実態を十分調査、把握をされた上で、ひとつ一筆全損方式の併用も強く要望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(鈴木吉吉君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十四日)

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案
一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、公布の日昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(農林漁業団体職員共済組合法第二十条第一項の表の改正規定を除く)及び第三条の規定(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十

九年改正法」といふ)附則第四十条第十号、第七号第六項及び第十二条第三項の改正規定を除く)は、昭和五十二年同年六月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律附則第二十七項、第二十八項及び第三十一項の規定、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」といふ)第二十条第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第十二条第三項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前に組合員の資格を取得して施行日まで引当の積立金(以下「積立金」といふ)を有する者(昭和五十二年四月一日から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が六万四千円以下である者又は三万六千円である者(〇給与月給の月額に準じて算出するもの)は、当該標準給与の月額が三万六千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」といふ)第二十條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする。同月から昭和五十二年九月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)
第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十二年四月以後の掛金について行ふものとし、同年三月以前の掛金については、なお従前の例による。

(遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置)
第三条 改正後の法第四十六條の五第一項の規定

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四五七〇号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 青森県三戸郡田子町関字関五八ノ

二 工藤繁治外九百二十一名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四五八一号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 秋田県南秋田郡五城目町下夕町一

五四 齊藤ケン外九百九十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四五八二号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願(四通)
請願者 兵庫県芦屋市山手町二〇 上山儀

一外三千七百一名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四五八三号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 宮崎県北諸郡高城町大井手二、

三〇六 吉永クミ外二百九十九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四五八四号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 大阪府守口市梅園町八二ノ一府職

滝井宅舎一三〇 池田一磨外二百四十九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六〇五号 昭和五十三年四月十四日受理
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 静岡県磐田郡水窪町奥領家五、一

九七ノ二 笹下建男外二百五十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六〇六号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 秋田県横手市杉沢吉沢三九四 藤

田慶市外五百九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六〇七号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 栃木県大田原市末広町九ノ八 小

谷正夫外三百二十六名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六一〇号 昭和五十三年四月十四日受理
「釣り人課」(仮称)新設に関する請願
請願者 愛媛県宇和島市大浦三区 木山次

郎外七千五百八十名
紹介議員 青井 政美君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六一五号 昭和五十三年四月十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 秋田県鹿角市十和田草木二本柳

佐藤一郎外二百八十四名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六一九号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 青森市石江富田五一ノ七一 金沢

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六二七号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 秋田県仙北郡協和町水沢 鈴木桂

子外三百三十三名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六二八号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 大阪府茨木市郡山二ノ三ノ一八

池田光孝外二千二百五十六名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六三二号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡霧島町田口一、八

二二 斐原重雄外三百三十九名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六三三号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町三分区 五

十嵐多寿衛外百八十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六五六号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町土樽四、九

二二 望月キヨ子外二百四十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六五七号 昭和五十三年四月十五日受理
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡吉岡村三、〇五

四 大武敏雄外二百二十九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六五八号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡吉松町川西 吉水

正一外二百八十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六六七号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 福島市置賜町一ノ八 佐藤善利外

三百六十九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六七一号 昭和五十三年四月十五日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 岩手県和賀郡沢内村太田第四地割

二九 深沢総一郎外四百九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六八〇号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 福島県東白川郡棚倉町裏三三ノ

一 三浦伝助外百九十九名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六八一号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 静岡県磐田郡水窪町奥領家二、五

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六八二号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 宮崎県日南市橋原一、九四五 大石登外八百二十一名

紹介議員 日黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六八六号 昭和五十三年四月十七日受理
「釣り人課(仮称)新設に関する請願(二通)」
請願者 栃木県下都賀郡壬生町壬生甲九六五 荒川為七外二千五百四十名

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第五五五八号と同じである。

第四六八七号 昭和五十三年四月十七日受理
「釣り人課(仮称)新設に関する請願」
請願者 埼玉県熊谷市石原七五ノ五 伊藤美明外四千八百名

紹介議員 片山 正英君
この請願の趣旨は、第五五五八号と同じである。

第四六八八号 昭和五十三年四月十七日受理
「釣り人課(仮称)新設に関する請願」
請願者 東京都狛江市和泉一五〇ノ四一ノ四〇一 滝沢和広外六千八百四十名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第五五五八号と同じである。

第四六八九号 昭和五十三年四月十七日受理
「釣り人課(仮称)新設に関する請願」
請願者 東京都足立区西新井栄町三ノ一四ノ七 石原祐美外四千八百名

紹介議員 宮田 輝君
この請願の趣旨は、第五五五八号と同じである。

第四六九〇号 昭和五十三年四月十七日受理
「釣り人課(仮称)新設に関する請願」
請願者 福井県坂井郡金津町吉崎一ノ八一八 岡谷樹一外六千五百六十名

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第四五五八号と同じである。

第四六九一号 昭和五十三年四月十七日受理
「釣り人課(仮称)新設に関する請願」
請願者 埼玉県北葛飾郡葛宮町上内二、一三四 田口岳男外四千八百名

紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第四五五八号と同じである。

第四六九二号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道函館市千代台町七ノ一七 滝川勝男外百九十九名

紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六九三号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦二、四四五 谷口孝外二百二十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六九四号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 北海道上川郡新得町屈足 若原信外五百二十六名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六九五号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡霧島町田口九一

三 東義治外二百二十五名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六九六号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道士別市東四条九丁目 松島重博外百八十八名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四六九七号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 宮崎県神宮西一ノ一四三 平田義隆外五百四十名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七二八号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 愛知県新城市石田東末旨三六ノ二 曾根さとの外二百三十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七二九号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 北海道士別市東三条二丁目 佐藤豊外四百十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七三〇号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 秋田県仙北郡協和町上淀川四〇高橋勇二外千三百二十三名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七三六号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 宮崎県福島町寺山三、一二ノ九六 谷口正博外三百四十八名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七三七号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 北海道島牧郡島牧村原歌一九中山義勝外百七十九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七三八号 昭和五十三年四月十七日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 岩手県西磐井郡花泉町涌津下原一〇〇ノ一三 菅原純外二百八十九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七五二号 昭和五十三年四月十八日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道小樽市幸二ノ一八 福森勝外二百三十九名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七五三号 昭和五十三年四月十八日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 岐阜県高山市赤保木町四九〇石原賢外六百九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七五四号 昭和五十三年四月十八日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道岩内郡岩内町大和一七ノ一

○ 穀山繁外百五十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七五五号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 山形県最上郡戸沢村古口四四〇

大友安則外六百七十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七五六号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 大阪府八尾市栄町二ノ一ノ二八

内藤ヨシエ外四百六十一名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七六九号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県仙北郡田沢湖町生保内雁治

塚七〇 佐々木滋外二百八十四名

紹介議員 滝山 篤君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七七八号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町南鷹巣 津

谷アイ子外二百六十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七七九号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 青森県北津軽郡金木町沢部 工藤

正見外四百五十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七八〇号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道士別市東山C団地一ノ七

寺中育子外百六十六名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七八一号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡栗野町木場六〇

〇 新屋明外三百九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七八五号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(三通)

請願者 北海道上川郡清水町御影西一条二

丁目 土屋光広外七百七十四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七八六号 昭和五十三年四月十八日受理

「釣り人課」(仮称)新設に関する請願

請願者 福島県いわき市錦町花ノ井七八ノ

二一 阿部彦典外二千六百六十名

紹介議員 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第四五五八号と同じである。

第四七八七号 昭和五十三年四月十八日受理

「釣り人課」(仮称)新設に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町伊作田

三、六六五 中池秀二外三千五百

四十名

紹介議員 田原 武雄君

この請願の趣旨は、第四五五八号と同じである。

第四七八八号 昭和五十三年四月十八日受理

「釣り人課」(仮称)新設に関する請願

請願者 埼玉県加須市川口一、一三〇 福

田昭外一万二千七百二十名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第四五五八号と同じである。

第四七九六号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 奈良市古市町春日苑一ノ一、八四

六ノ六七 八杉敏雄外二千九百九

四名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七九七号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(三通)

請願者 茨城県北茨城市関本町富士ヶ丘四

四七ノ三 山田光男外八百八十三名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七九八号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦下

浜 川崎一俊外六十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四七九九号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 青森市沖館小浜二七 石戸利昭外

四百五十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八〇〇号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道静内郡静内町緑町三ノ四

四三 大宮秀雄外二千四十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八〇一号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 宮崎県東諸県郡高岡町浦之名四、

六四一ノ四 吉田タマヨ外六百五

十七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八〇二号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道苫小牧市住吉町二ノ八ノ一

〇 小西盛孝外百九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八〇三号 昭和五十三年四月十八日受理

国民のための国有林経営に関する請願(三通)

請願者 札幌市白石区青葉町三ノ一 高橋

和夫外五百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八四七号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 北海道岩内郡岩内町宮園一五ノ

三 千葉隆明外二百三十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八四八号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 宮崎県日南市大窪八二七ノ一 坂

元静外二百四十七名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八五四号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 青森県上北郡横浜町有畑 鳥山元

吉外三百六十六名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八七五号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜町四ノ一七八 安藤孝子外百九十八名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八七九号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道上川郡上川町新町 井口邦夫外二百二十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四八八七号 昭和五十三年四月十九日受理

米の需給均衡化の対策に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議院内 西沢盛永

紹介議員 夏目 忠雄君

水田利用再編対策を実施するに当たり、農家経済の安定と米の需給の均衡を図るため、次の措置を講ぜられたい。

一、米の消費拡大対策を含め、長期的視点に立つた総合食糧自給政策を確立すること。

二、転作奨励金の単価を引き上げること。

三、超過米を生じた場合は、全量政府買入対象とすること。

四、転作物の価格安定対策を拡充強化すること。

理由

政府は、昭和五十三年度から新たに水田利用再編対策を実施することとし、長野県に対しても、水田面積の十四・七パーセントに当たる一万二千六十ヘクタールを転作物目標面積として割り当ててきたが、これを完全に実施した場合、農家経済の悪

化を招くおそれがある。

第四八八八号 昭和五十三年四月十九日受理

養蚕の振興に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議院内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君

養蚕の振興を図るため、次の措置を講ぜられたい。

一、実勢米価を生糸生産費以上の水準に保持するため、日本蚕糸事業団の生糸の需給調整機能を改善強化すること。

二、昭和五十三年度の中国及び韓国との二国間協定は、日本蚕糸事業団の在庫数量がなくなるまで締結しないこと。

三、繭、生糸、絹織物及び絹織物等の輸入規制を強化するための法的措置を講ずること。

理由

長野県の養蚕は、農業の基幹作物として、農業経営に重要な地位を占めている。しかしながら、近年における外国産生糸、絹織物及び絹織物等の輸入量の増加、需要の停滞等に起因する繭糸価格の低迷等により、農家の生産意欲が減退し、産繭量は年々減少を続けており、養蚕経営は憂慮すべき事態に直面している。

第四八八九号 昭和五十三年四月十九日受理

農業経営発展の基本施策確立に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議院内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君

農業の再建と食糧自給体制の確立を図るため、次の施策を講ぜられたい。

一、食糧の総合生産計画と備蓄計画を策定すること。

二、農業生産を拡大するため、農業基盤の整備、生活環境基盤の整備等総合農政の展開を図ること。

三、年間通して農業で働き、生活していけるよう

小集落又は市町村単位の複合経営を進めるなど営農改善を行うこと。

四、農家の所得を確保するため、主要農畜産物の価格を保証すること。

理由

千九百七十二年の異常気象による世界的な農産物の不作を契機に、世界の食糧需給はこれまでの安定した基調から一転してひつ迫した状態となり、穀物等の国際価格が著しく高騰した結果、多くの発展途上国を食糧危機に陥れた。世界食糧需給モデルによる中長期予測によれば、千九百八十年代に入ると、各作物とも生産の拡大が需要の増大に追いつかず、米、牛肉、牛乳の不足傾向が拡大するほか小麦等が不足に転化し、再びひつ迫することが予測される。このような食糧事情を背景に、千九百七十四年に世界食糧会議が開かれ、農業生産の増大、栄養改善、貿易及び農業調整等が真剣に討議され国際協力の必要性が強調された。

第四八九〇号 昭和五十三年四月十九日受理

水田利用の再編対策に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議院内 北沢俊英

紹介議員 夏目 忠雄君

一、食糧管理制度は将来にわたり堅持すること。

二、転作促進対策特別事業補助金を大幅に増額すること。

三、特定作物の「そば」について、価格安定対策措置を早急に講ずること。

四、果樹、桑等永年性作物の転作奨励補助金の交付期間を大幅に延長すること。

五、市町村等に対する指導推進費補助金を大幅に増額すること。

六、新たに公共用地として転用される水田面積については、転作等実績面積として認めること。

理由

政府が、農産物の総合的な自給力の強化と、米の需給均衡化対策の一環として昭和五十三年度から実施を予定している水田利用再編対策について

は、我が国農業の将来を方向づける極めて重大な政策である。しかし、本対策を円滑に実施するためには、何よりも稲作農家の自主性を尊重するとともに、転作のための諸条件の整備を一層推進することが必要である。

第四八九一号 昭和五十三年四月十九日受理

畜産農家の経営安定に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議院内 柳沢勲

紹介議員 夏目 忠雄君

畜産農家の経営の安定を図るため、次の措置を講ぜられたい。

一、畜産経営安定のための基本施策の充実について

1 畜産物の輸入を抑制すること。

2 需給調整と価格安定対策を強化充実すること。

3 生産基盤を強化充実すること。

4 流通の合理化及び消費の拡大対策を推進すること。

5 畜産金融の強化対策を推進すること。

二、昭和五十三年度の畜産物の政策価格について加工原料乳の全量を、生産者補給交付金の交付対象とすること。

理由

長野県農業における畜産は、農業総生産額からみた場合重要な基幹作物であり、昭和五十三年度から実施される水田利用再編対策においても、転作の主要な作物である。しかしながら、最近の畜産経営は、外国畜産物の輸入の増加、国内の景気停滞による需要の伸び悩み等により、極めて不安定な状態におかれている。

第四八九二号 昭和五十三年四月十九日受理

国有林野事業の改善に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議院内 北沢俊英

紹介議員 夏目 忠雄君

一、森林造成、国土保全、環境保持の立場から、造林事業、治山事業、森林保全管理事業等の部門の拡充強化を図ること。
二、山村地域振興の立場から、営林署及びその事業を充実し、地域の民生安定を図ること。

理由

国有林野事業は、木材の計画的持続的供給等の経済的機能と、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、形成等の公益的機能を総合的且つ高度に発揮することを指向しつつ、所在地域の経済社会の発展にも資することが強く望まれているところである。特に、本県においては、国有林野の全林野面積に占める位置は大きく、国有林野事業の地域社会経済に与える影響は、極めて大なるものがある。しかるに政府は、国有林野事業の改善と行政改革の一環として営林局・署の統廃合を行おうとしているが、このことは、林地の荒廃を回復させるための諸施策がいまだ十分な成果を上げていない現状から見て、国有林野事業の改善を妨げるものと思われる。

第四八九三号 昭和五十三年四月十九日受理

木材の需給及び価格安定に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会内 増田

正敬

紹介議員 夏目 忠雄君

一、木材の需給及び価格の安定を図るため、関係機関による木材需給調整委員会を設置し、長期にわたる木材需給計画をたてること。
二、木材需給動向に対応し、外材輸入量の調整ができるような制度を設けること。

理由

近時、外材の無秩序かつ過剰な輸入によつて、木材の需給及び価格は極めて不安定な状態に陥り、国内林業は著しく圧迫を受け、その発展が阻害されている。

第四八九四号 昭和五十三年四月十九日受理

林道舗装事業の促進に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会内 増田

正敬

紹介議員 夏目 忠雄君

林道舗装事業に係る国庫補助金について、次の措置を講ぜられたい。

- 一、予算を大幅に拡大すること。
- 二、交通量の多い林道及び起・終点が他の道路と連絡する林道については、全面舗装が実施できるよう採択基準を緩和すること。
- 三、国庫補助率を幹線林道については三分の二、その他の林道については二分の一に引き上げること。

理由

林道は、道路整備の立ち遅れている農山村地域の住民の生活道路として広く利用されており、その交通量は年々増加している。このようなことから、林道の交通環境を整備し、交通安全と輸送力の増強を図るため、林道舗装事業を大幅かつ計画的に促進することが強く望まれる。

第四九一六号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 鹿兒島県大口市大田三八 森政信

外千二百二十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九一七号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 岐阜県高山市名田町四ノ四三 山

田寛外百八十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九一八号 昭和五十三年四月十九日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 長野県佐久市岩村田九九五ノ五 柳沢政安外六百三十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九二九号 昭和五十三年四月十九日受理

米の需給均衡化の対策に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第四九三〇号 昭和五十三年四月十九日受理

国有林野事業の改善に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四八九二号と同じである。

第四九三一号 昭和五十三年四月十九日受理

木材の需給及び価格安定に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四八九三号と同じである。

第四九三四号 昭和五十三年四月十九日受理

養蚕の振興に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四八八号と同じである。

第四九三五号 昭和五十三年四月十九日受理

畜産農家の経営安定に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四八九一号と同じである。

第四九三七号 昭和五十三年四月十九日受理

農業経営発展の基本施策確立に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四八八九号と同じである。

第四九三八号 昭和五十三年四月十九日受理

水田利用の再編対策に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四八九〇号と同じである。

第四九三九号 昭和五十三年四月十九日受理

林道舗装事業の促進に関する請願

請願者 長野市南長野長野県議会議長 羽

田義知

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四八九四号と同じである。

第四九五五号 昭和五十三年四月二十日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 三重県南牟婁郡御浜町上市木 榎

本郁子外三百二十三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九五六号 昭和五十三年四月二十日受理

国民のための国有林経営に関する請願(二通)

請願者 鹿兒島県熊毛郡上屋久町宮ノ浦仲

町一一五 田代義和外百十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九五七号 昭和五十三年四月二十日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道岩内郡岩内町大浜三ノ三

青山キワ外九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九五八号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 秋田県鹿角市花輪上台 児玉善藏
外四百三十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九五九号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 山形県最上郡戸沢村古口三、〇〇
一ノ二〇 山内泰照外二百二十八名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九六〇号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 愛知県北設楽郡設楽町田口ヒロカ
イツニ 原田茂外二百六十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九六一号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 長野県木曾郡王滝村三、〇二一
森本誠一外百五十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九六二号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道上川郡上川町西町 青木敏
幸外二百九十二名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九六三号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道士別市東四条一三丁目 小

林穂外百九十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九八五号 昭和五十三年四月二十日受理
「釣り人課」(仮称)新設に関する請願
請願者 秋田市下浜長浜 伊藤敏雄外二千
六百九十七名

紹介議員 野呂田芳成君
この請願の趣旨は、第四五五八号と同じである。

第四九九二号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道美瑛市東明三区 柿木勝彦
外百四十三名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九九三三号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町綴子大畑
畠山辰雄外百六十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第四九九九号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 岩手県江刺市田原大平二四八 阿
部正敏外百三十七名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇〇一〇号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡嬬恋村鎌原七〇八ノ
二 黒岩登外百十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇〇四号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 長野県木曾郡王滝村四三二 木谷
保雄外百十七名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇一五号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願(三通)
請願者 青森県北津軽郡金木町喜良市千刈
二一三ノ三 加藤弥一郎外六百十
七名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇一六号 昭和五十三年四月二十日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道夕張市清水沢三ノ一〇九
堀井貞雄外百五十二名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。
一、国民のための国有林経営に関する請願(第
五〇三三三号)(第五〇三四四号)(第五〇三五五号)
(第五〇四一〇号)(第五〇四二二号)(第五〇五〇
五号)(第五〇五一〇号)(第五〇五九号)(第五〇六
五号)(第五〇六六号)(第五〇六七号)(第五〇
六八号)

一、「釣り人課」(仮称)新設に関する請願(第五
〇六九号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第
五〇九四号)(第五一〇二二号)(第五一〇九号)
(第五一一〇号)(第五一一九号)(第五一二〇
号)(第五一二二二号)(第五一二三三三号)(第五一二
五号)

一、「釣り人課」(仮称)新設に関する請願(第五
一三六号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第
五一四三三三号)(第五一七一七号)(第五一七二二
号)(第五一七三三三号)(第五一七四四号)(第五一七五
五号)(第五一八七号)(第五二二〇〇号)(第五二二
一八号)(第五二二九号)(第五二三三三三号)(第五二
三五五号)(第五二五二二二号)(第五二五三三三三号)(第五
二七〇号)(第五二七二二二号)(第五二七二二二
号)

一、林業の早期振興に関する請願(第五二七七
七号)

一、国有林労働者の退職特別給の制度化に關す
る請願(第五二八二二二号)

一、国民のための国有林経営に関する請願(第
五三〇四四号)

第五〇三三三三号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 岡山県津山市小田中一九二 水島
英樹外二百八十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇三三四四号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 長野県木曾郡王滝村三、八一五
宮下幸一外百二十八名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇三三五五号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 三重県尾鷲市南浦一、四六二ノ
九 清水明外二百十九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇四一〇号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 福島県白河市会津町三四ノ一一
松本貞雄外八十九名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇四二号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 静岡県富士宮市北町四ノ一八 穂坂ことじ外二百七名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇五〇号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦二七五 田代アサ外九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇五一号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 山形県最上郡戸沢村津谷二 岡田茂治外二百十九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇五九号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 鳥取市桜谷五八四 山根清春外百六十九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇六五号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北二丁目 横井龍雄外二百八十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇六六号 昭和五十三年四月二十一日受理

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 福島県原町市上太田陣ヶ崎四〇三 木幡ゆう子外三百六十六名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇六七号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 山形県最上郡戸沢村角川五七二 長南与次郎外百六十四名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇六八号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 青森県上比郡野辺地町松ノ木平 原田芝寿子外百九十九名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇六九号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 横浜市鶴見区鶴見町六五〇 太田昇三外四千八百名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五〇九四号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 愛知県北設楽郡設楽町東納庫本谷 口一四 後藤貴志男外百九十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一〇二号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願(二通)
請願者 愛知県北設楽郡設楽町西納庫戸ノ貝津六ノ一 後藤知三郎外三百九十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一〇九号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 高知県高岡郡葉山村黒川 片岡松子外百八十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一一〇号 昭和五十三年四月二十一日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 岩手県上閉伊郡大槌町須賀町八ノ二七 境輝良外四百四十三名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一一九号 昭和五十三年四月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 長野県木曾郡玉滝村四、三八六ノ一 田口清外百名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一二〇号 昭和五十三年四月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 岡山県新見市千屋井原七五 池田勉外百七十三名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一二二号 昭和五十三年四月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 青森県むつ市海老川町三〇ノ三 住吉光四郎外六百八十八名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

国民のための国有林経営に関する請願
請願者 高知県高岡郡中土佐町久礼六、七二四 手島理外百六十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一三五号 昭和五十三年四月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 愛知県南設楽郡鳳来町副川輪手林 二二ノ二 伊藤善啓外百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一三六号 昭和五十三年四月二十二日受理
「釣り人課」(仮称)新設に関する請願
請願者 東京都渋谷区恵比寿南二ノ一九ノ四 山崎総一郎外四千八百名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一四三号 昭和五十三年四月二十二日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 山形県最上郡真室川町内町一、二一〇 佐藤里端外二百七十三名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一七二号 昭和五十三年四月二十四日受理
国民のための国有林経営に関する請願
請願者 札幌市南区滝野二六 池田幹夫外二百八十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一七三号 昭和五十三年四月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 官崎市日南市酒谷甲四、二二九

第五一七四号 昭和五十三年四月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町上足寄 小沢

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五一七五号 昭和五十三年四月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 広島県東広島市西条昭和町 根本

第五一八七号 昭和五十三年四月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県仙北郡角館町岩瀬中菅沢

第五二一〇号 昭和五十三年四月二十四日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡五城目町希望ヶ

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二一八号 昭和五十三年四月二十五日受理

昭和五十三年五月三十日印刷

請願者 福島県白河市旭町三ノ九四ノ三

第五二一九号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 新潟県東蒲原郡三川村古岐一、四

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二二四号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 三重県熊野市木本町新田一、〇九

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二三五号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二五二号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 札幌市南区石山二五 嵩信夫外百

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二五三号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

昭和五十三年五月三十一日発行

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二七〇号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 高知県高岡郡大野見村長野一八

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二七一号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡屋久町尾之間三九

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二七二号 昭和五十三年四月二十五日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 山口市吉敷一、四七〇ノ三 今浦

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五二七七号 昭和五十三年四月二十六日受理

林業の早期振興に関する請願

請願者 福島県会津若松市追手町五ノ二二

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第五三〇四号 昭和五十三年四月二十六日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 秋田県仙北郡角館町東勝楽町一

決議の具体化について早期に実現されたい。

理由 日本は世界でも有数の森林国である。われわれの

住む福島県もその七十二パーセントが森林で県民

の生活に多くの役割を果たしている。資源有限が

叫ばれる今日、森林に対する関心は大きなものと

なってきた。それは、森林が木材その他林産物を

作るだけでなく、国土を保全し、農・工業そして

飲料水等水資源を確保し、生物に必要な酸素をつ

くり、空気を浄化する等、住民の生命と健康を守

り、更には山菜や木の葉の宝庫、鳥獣類のすみか

等多くの機能と役割を果たしているからである。

しかし、現在森林は年々荒廃し、木材の生産力も

落ち、こう水や山崩れを誘発し問題をなげかけて

いる。また、林業を取り巻く情勢も、木材の六割

輸入、中小木材会社の倒産、国有林にあつては、

機構の統廃合と合理化、赤字を理由とした手ぬき

造林等、非常に厳しく、このままでは日本の林業

は崩壊することになる。

第五二八二号 昭和五十三年四月二十六日受理

国民のための国有林経営に関する請願

請願者 福島県郡山市湖南町舟津字舟津七

この請願の趣旨は、第一、八〇三号と同じであ

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K